

議 事 録

平成 2 5 年第 1 回定例会

[一般質問]

平成 2 5 年 3 月 1 1 日 (月)

| | |
|--------|--|
| 開 議 | |
| 議 長 | <p>本日の出席議員は、15人につき、定足数に達しております。 これから、本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(9:30)</p> |
| 日程第1 | |
| 議 長 | <p>日程第1 一般質問を、3月8日に引き続き行います。 質問の通告がありますので、順次発言を許します。 6番 川上康男議員</p> |
| 川上議員 | <p>おはようございます。 通告に基づきまして、本町の基幹産業であります農業振興に関する考え方について、質問します。</p> <p>その前に、東日本大震災から本日で丸2年です。津波による被害、福島原発事故の被災により避難されている方々は、2年経過した現在でも31万5千人以上おられます。被災された方々が1日も早く元の生活を取り戻されることと、どうか1日も早い復旧、復興を願ひまして、一般質問に移ります。</p> <p>さて、昨年12月16日、衆議院議員選挙により自民党が圧勝し、12月26日に安倍政権が再び誕生いたしました。大胆な金融政策、機動的な財政出動、民間投資を喚起する成長戦略を三本の矢に見立てた、いわゆるアベノミクスによる円安、ドル高、株高が進み、株価は4年5カ月前のリーマンショック直前の12,200円まで回復しました。</p> <p>本町においても、今回の定例会初日、町長あいさつの中で言われましたように、基金運用として投資している外国債、いわゆる仕組債が現在5億円で、21億円あるわけですが、その中のオーストラリアドル建ての10億円が、本日利息を受け取り早期償還となりました。そして残り11億円のうち6億円につきましても、このような状況が続けば、9月には早期償還になるのではと思います。</p> <p>あとは米ドル建ての5億円だけとなれば、私も少しはホッとしますし、町長もひと安心ではと思っています。</p> <p>ただ円安は、一般住民にも農業関係者にも厳しい影響が出てきています。</p> <p>電気料金の値上げ、燃料の高騰、特に燃料につきましても、セルフスタンドでもリッター当たり、ガソリン155円、軽油131円、重油104円となっており、特に施設園芸農家は多大な出費に悲鳴を上げております。ぜひ対策を打っていただきたいものです。</p> <p>それでは、本題に移ります。</p> <p>本町の農家戸数は、平成12年1,943人でしたが、22年は1,431人と500人以上の方が離農されています。また、耕地面積も12年から22年で90ha近く減少しています。</p> <p>このような現状をどのように捉えてあるのか、まず見解をお伺いいたします。</p> |
| 議 長 | 農林商工課長 |
| 農林商工課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>全国的に見ましても農業就業人口は、15年で4割減少しているというふうに言われております。</p> <p>また、農業者の平均年齢も66歳と高齢化をしておりますが、本町も農業センサスによります農家数の推移から見ましても、確かに減少いたしておりますが、1つには高齢化による減少や後継者が育たなかったこと、農家所得の減少などが上げられていると考えております。</p> <p>この対策といたしましては、国では水田経営所得安定対策が平成19年度に、また、</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>平成23年度に戸別所得補償が導入されましたが、この中で地域の農業を担う組織として集落営農組織が作られるなど、農地の集積や安定的な農業経営を図るための事業が展開されているというところでございます。</p> <p>また、耕地面積の部分も一緒に答えたいと思いますが。</p> <p>減少しました耕地が、どのように動いたかということだと思っておりますが、大きくは農地の転用がございまして、この10年間では農地法4条、5条の申請によりまして転用で65haほどございまして、主にアパートや個人住宅、工場用地でございまして、それから、水資源機構や県、町の道路拡張などの公共用地買収に伴います面積が20ha程度ございまして、残りの面積につきましては、非農地証明による減少でございまして、以上でございまして。</p> |
| 議長 | 川上議員 |
| 川上議員 | <p>今、課長のほうから農地転用が65haということで報告を受けましたが、90ha減少しているということですが、これは、山隈、大久保、原地蔵、この耕地面積が91haあります。ですから、この10年、11年間にですね、その農地がすべて転用、売買されたということで、非常に大きな面積となっております。</p> <p>また、他地区の方の所有者と言いますか、証券をお持ちの方たちの耕地なんですけど、私たちの三輪地区のカントリーの東側になりますかね、あちら辺りでは非常にやはりもう後継者がおられないのかもしれないかもしれませんが、非常に荒廃してきたというようなことも出てきております。</p> <p>それで当然、集落の代表者の方はそれなりのお願いはしているんですが、本当にもうここ数年間、そういうものが増えてきたわけですが、その対策というのはどのように指導されているのか、伺います。</p> |
| 議長 | 農林商工課長 |
| 農林商工課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>荒廃しているほ場の指導につきましては、農業委員さんや職員によりまして農地パトロールが行われております。</p> <p>そのときに遊休農地でありますとか耕作放棄地が発見された場合には、現況の写真を添付しまして、農地の所有者へ適正な管理をしていただくように、依頼文書を送っております。</p> <p>また、平成24年度につきましては、文書による指導を12件行っております。その後所有者から相談があった場合には、農業委員さんや地域のリーダーに相談をしながら、農地の利用権の設定や売買などをお願いし、解消に向けた指導を行っているところでございまして、以上でございまして。</p> |
| 議長 | 川上議員 |
| 川上議員 | <p>指導は徹底されているようですが、その隣がですね、高上集落があります。</p> <p>あそこも荒廃した農地があったわけですが、近所の方数名でですね、みんなで米を作っていこうやということで取り組んでおられます。そして、それで旅行に行ったりとかということでされておるようですが。</p> <p>ただ、地区外になりますとですね、これが非常にやっぱり厳しい問題があります。ですから、そこは行政を通じてですね、荒廃地ができれば私たちは作ってですね、やっぱり農業所得を上げたいという気持ちもありますので、そこら辺の指導とですね、今度は自治体同士の話し合いと言いますか、そういうものができたらなということを考えておりますので、そこら辺りを少しまた検討していただきたいなということで考えます。</p> <p>それから次にですね、農業の基本であります生産高について伺いますが、平成12年の農業生産高は65億9千万でございましたが、平成17年は63億3</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>千円というような形で、2億円近く減少いたしております。</p> <p>これが8年前の金額でございまして、今、この農業生産高がどのようになっているのか、お伺いいたします。</p> |
| 議長 | 農林商工課長 |
| 農林商工課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>農業産出額につきましては、平成19年度以降、その基礎となる生産量のデータが、一部の品目を除きなくなったことにより廃止となりましたので、平成17年度までのようなデータがありません。</p> <p>また、統計調査業務の見直しにより、農業センサスによる農業生産高や品目別の所得額が出なくなりましたので、お尋ねのようなはっきりとした金額を答えることができませんのでご了解いただきたいと思います。</p> <p>生産高で申しますと、生産高ではなく販売高に基づきました金額で、お答えをさせていただきます。</p> <p>平成23年度の農業生産高では、37億1,040万円でございます。これは、内訳としましては、米、麦、大豆で30億6,648万2千円で、その内戸別所得補償交付金が14億9,988万8千円、販売高が15億6,659万4千円となっております。</p> <p>また、野菜、果物ですけれども、いちご、きゅうり、なす、梨、ブドウでは、6億4,391万9千円というふうになっております。以上でございます。</p> |
| 議長 | 川上議員 |
| 川上議員 | <p>12年と17年はですね、平野養鶏場が入っておりますので、その分があって60数億円ということは、私も理解しておりました。</p> <p>答弁では37億円の販売高というようなことでございますが、もう1点は、今度は農家の所得ですね、これが、平均で17年度は163万7千円ということで出ております。これも8年前の所得です。</p> <p>ただ今課長が説明されましたように、19年からですね、自民党政権が認定農業者と小規模農家は集落営農組織へ集約してですね、助成金を支払う品目横断的経営安定対策ですね、取り入れました。</p> <p>その後また民主党へ代わりまして、今言われましたように、23年度からですか、すべての農家を対象とした戸別補償制度特約というようなことに代わりまして、非常に所得がですね、政権によって補助金が変わってくると。</p> <p>ですから、私もこの頃確定申告をしたんですが、農業所得はですね、やっぱり私は1町6反の農家なんですが、350～60万で変わりません。補助金まで入れてですね。</p> <p>ですから、ただこれが今、米の所得戸別補償特約でですね、非常に所得は増えています。</p> <p>ですから、自民党時代の品目横断的経営安定対策よりもですね、助成金は増えているということは認識しておるんですが。</p> <p>ただですね、そこまで含めた最近の所得、これがやはり農家の方の、個人的には申告されておりますので、個人的には分かると思うんですが、町として、やはりどのくらい所得があるのか、その辺まで捉えてもらわんとですね、やはり私たちとしては、このままで、8年前の所得ということで毎回報告されてもですね、ちょっと信憑性に欠けるかなと思います。何かつかんであるならお答えください。</p> |
| 議長 | 農林商工課長 |
| 農林商工課長 | <p>確かにおっしゃるような農家所得をつかむというようなことでは、的確な数字をつかんでおりません。たいへん申し訳なく思っておりますが。</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>私ども農業センサスによる、議員のお示しの金額によりまして、その部分からのこともあると思います。</p> <p>今申し上げましたように、基礎となる生産量のデータが出てまいりませんもんですから、はっきりした金額をつかんでいないということをご了解いただきたいと思いますが。</p> <p>しかし、今、議員おっしゃいました平成19年の部分からして、以後戸別所得補償制度の導入に伴いまして、やっぱり米、麦、大豆につきましては増加傾向にある。</p> <p>しかし、本町の主要な野菜につきましては、反収、原価の増に伴い増加傾向ではございますけれども、果樹につきましては、面積減により減少の傾向にあるということでございます。たいへん申し訳なく思っておりますが、そういうことでご報告させていただきます。</p> |
| 議長 | 川上議員 |
| 川上議員 | <p>昔はですね、統計事務所が調査されて、その結果で所得が出ておったと思います。そういうものが今されておきませんので、たいへん難しいものがあるかと思いますが、やはり農林商工課としては、そこら辺を捉えていただきたいと考えております。</p> <p>そこで、平成25年度の予算が12日と13日に予算審議を行います。本町の基幹産業である農業の振興、生産性の向上に対するねらいと言いますか、重点施策をどのように考えておられるのか、単刀直入に、簡単に結構でございますので、質問いたします。</p> |
| 議長 | 農林商工課長 |
| 農林商工課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>平成25年度の農業振興重点施策というふうなことだと思いますけれども、まず1つに、経営所得安定対策、旧戸別所得補償制度でございますけれども、平成25年から名称が変わります。その経営所得安定対策の有効活用を行い、土地利用型農業による農家所得の向上を図りたいというふうに思っております。</p> <p>その1つには、人・農地プランの作成というのにも含まれていると思っております。</p> <p>2つ目には、農地・水・保全管理支払交付金事業の推進、さらなる推進を考えております。</p> <p>3つ目に、有害鳥獣防止対策の推進、4つ目に、農業振興地域整備計画の推進を考えております。</p> <p>5つ目に、地産地消の推進で直売所の活性化や特産品の開発を含むなどの事業を行っていききたいというふうに考えております。以上です。</p> |
| 議長 | 川上議員 |
| 川上議員 | <p>安倍政権がですね、また打ち出しました本年度の補正予算、衆議院で1票ですが、可決成立をしました。</p> <p>この補正予算の中に、大豆、麦等生産体制緊急整備事業として、全国的には予算は333億円と、福岡県でも29億円ということで聞いておりますし、本町でも2億3千万円程度ということで聞いておりますが、この事業の取り組みのためにですね、機械導入の要望調査をされておりますが、58件ということでお聞きしております。</p> <p>ですが、このすべての方が要望どおり予算が付けばいいのですが、これにはやはり面積要件がありまして、やっぱり生産組合なり機械組合、大規模農家といった順番でですね、要件に合わない中規模、小規模農家の方には当てはまらない方が出てくるのではないかと考えます。</p> <p>また、県単事業であります水田農業担い手機械導入事業も面積要件でですね、大規模農家しか該当しません。</p> <p>今回の国の事業やですね、県単事業の要件に該当しない中規模、小規模農家の支援</p> |

| | |
|--------|--|
| | 策してですね、やはり町の単独事業の拡大も必要と考えるわけでございます。これについての見解をお伺いいたします。 |
| 議長 | 農林商工課長 |
| 農林商工課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>大きく申し上げますと、担い手の支援というふうなことになるかと思えますけれども、まず、水田農業担い手機械導入、議員おっしゃいました機械導入支援事業、県単事業でございますけれども、これは、生産コストの低減に取り組む認定農業者等の担い手を対象に、構成の農業機械の導入を支援する事業でございます。</p> <p>平成20年度におきましても、5件の事業を実施いたしております。</p> <p>この事業の採択要件につきましては、議員おっしゃいましたように、面積要件のハードルが高く、対象者がすべての担い手の20%ほどしかないのが現状でございます。現在、この事業の要件緩和を県に要望しているところでございます。</p> <p>また、県の事業に乗らない担い手・農家の支援策については、今後検討する必要がありますと考えておりますが、今回、今、議員おっしゃいました、国の平成24年度補正予算に計上されました大豆・麦等生産体制緊急整備事業の機械導入をうまく利用いたしまして、活用いたしたいと考えております。</p> <p>次に、活力ある高収益型園芸産地育成事業も行っておりますけれども、これは、活力ある農業経営を目指す担い手を対象に、省力栽培温室等の施設または機械の整備について支援する事業でございます。</p> <p>平成24年度におきましても5件の事業を実施いたしておりますので、同事業の採択要件を満たさない認定農業者を対象とする支援策といたしましても、そったく基金事業の重点品目産地強化対策事業を平成24年、25年の2カ年に限り実施いたしておりますので、このようなことも活用していきたいというふうな考えております。以上でございます。</p> |
| 議長 | 川上議員 |
| 川上議員 | <p>昨年でしたかね、産業建設常任委員会で中規模農家の方と言いますか、施設園芸と普通作の方の生産者と、それから何と言いますか、今度はクロダマルを使った商品開発をされている方々との意見交換会をしたわけですが、その中でですね、やはり中規模農家の方が、私たちには非常に機械導入は難しいというふうな意見がありました。</p> <p>そういうことでの、今、質問をしているんですが、やはり面積要件と言いますか、大型機械の導入につきましては、その方たちは、何の機械にしても導入される傾向にあるわけですね。しかし、今申しました中規模農家の認定農業者の方たちというのは、なんかもう面積要件に合わないというような形でございますので、今言われましたようにですね、やはり県に要望されたり、また、町としても町単独事業としての、私はやはり必要性もあるんじゃないかなということ考えておりますので、もう少しそこら辺を考えていただきたいと思います。</p> <p>もう1つ、町単独事業につきましては、もう1点だけ質問いたします。</p> <p>農道整備事業につきましては、年間500万円の予算内で事業展開をされておりますが、これも必要不可欠な事業であります。</p> <p>そこで、要望件数は何件で、現在整理した件数はどのくらいになっておりますか。それと、もう1点は優先順位、どのようにして取り決めてあるのでしょうか、見解をお伺いいたします。</p> |
| 議長 | 農林商工課長 |
| 農林商工課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>現在の全体の要望件数につきましては58件、58路線で、距離にいたしまして約17kmでございます。これは、平成20年度からこの事業に取り組んでおりますけれ</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>ども、中山間地域を優先して施工をしているというところでございます。</p> <p>この事業は、中山間部の農道などで県などの補助事業の要件に乗らない農道が多く、農家の高齢化により維持管理が困難ということもあり、地元からの強い要望もございまして、事業を始めてきたものでございます。</p> <p>それから、今後の部分も含めてちょっとお話をしたいと思いますが、現状といたしましては、平野部でも未舗装の農道舗装の要望も多く出されておりますので、今後の考え方としましては、中間部から工事を行い、平野部へと順次工事をしていきたいというふうに考えているところです。以上です。</p> |
| 議 長 | 川上議員 |
| 川上議員 | <p>今、課長の説明によりますと、58件の要望があつて17kmあると。それも中山間地から優先して、今、実施しておるということでございますが。</p> <p>年間500万の予算でいきますと、あとどのくらいかかるのかなということで、ちょっと心配します。</p> <p>やはり農業の近代化に伴いまして機械は大型化しています。そしてスピード化しています。特に雨上がりと申しますか、ぬかるんだ未舗装の農道では非常に危険率が高まってまいります。</p> <p>以前、私の地域でも軽トラックがぬかるみにはまりまして、用水路に落ちたということもあるわけでございますが、今申しましたように、年間500万の予算ではですね、いつまでかかるかちょっと見通しが見えないと思ひますし、予算を増額してやはりこの事業、力を注ぐべきではないかと思ひますが、その見解についてお伺ひいたします。</p> |
| 議 長 | 農林商工課長 |
| 農林商工課長 | <p>平成24年度までの実施状況としまして、16路線で5.6kmを完了いたしております。</p> <p>また、農道舗装を急ぎたい地域、どうしても緊急性というふうなことでおっしゃいます地域につきましては、農地・水向上活動に取り組みをされているところにつきましては、この事業で簡易舗装もできますので、その事業で取り組まれてはどうかというふうなことで、お話を申し上げているところでございます。以上でございます。</p> |
| 議 長 | 川上議員 |
| 川上議員 | <p>16路線で5.6kmということですから、まだ大分あります。</p> <p>それをですね、対策のためには、今、農地・水向上でお願いしているというようなことで伺いました。</p> <p>私も集落の、この農地・水向上は役員として入っております。</p> <p>ただ、これはですね、何と言いますか、事前に計画を立てて、それをお宅の農林商工課に出しております。すべてですね、5年間こういう仕事をしますと。</p> <p>ですから、私たちのところは、そういうふうなまだ農道舗装するまでの予算はないわけですね。多分どこの集落もそういうところは多いんじゃないかなと思うんですよ。</p> <p>ですから、お願いは農林商工課がしてあると思ひますが、私たち5年間の中には底板工事とか用水路のゲートと言いますか、ああいうものを計画しております。そうしますと、はっきり申しまして予算がありません。</p> <p>そういう中での取り組みと申しますか、時間がかかればですね、やはりその間道路は荒れるばかりでございます。道路の利用率とか緊急性を考えれば、やはりもう少しそこら辺の対策といのが私は必要かと思ひますが、町長の見解をお尋ねします。</p> |
| 議 長 | 田頭町長 |
| 町 長 | お答えいたします。 |

| | |
|--------|---|
| | <p>農道に限らずですね、町道、県道、国道につきましても、かなり老朽化、寿命の問題が大きくクローズアップされてきているところでございます。</p> <p>国のほうにつきましても強靱化対策と言ってですね、新たな補助事業等の仕掛けがなされております。そういった補助等の国、県等の事業を大いに活用すべきだろうと思っております。</p> <p>ただ、どうしてもそういった補助の基準に乗らない分についてはですね、先ほど申し上げました農林商工課長が申し上げました事業等々について、十分予算等の検討をしながら進めていきたいとは考えております。以上でございます。</p> |
| 議長 | 川上議員 |
| 川上議員 | <p>確かに予算はそんなにあるわけではございません。</p> <p>ですが、今申しましたように、非常に危険性を伴う農道でございますので、ひとつ前向きに検討をお願いしたいと思っております。</p> <p>次に、法人化への取り組み支援について、お伺いをいたします。</p> <p>農家人口は毎年減少し高齢化をいたしております。私の周りを見ても、専業農家が規模を縮小したり離農される方が増えてきていますし、あと何年農業ができるかというふうな話が多くなりました。後継者は育っていませんし、あと5年もすれば営農組織も様変わりします。</p> <p>このような状況の中、本町の法人化への取り組みは他の自治体と比べて進んでいません。何が原因だと考えられますか、見解をお尋ねいたします。</p> |
| 議長 | 農林商工課長 |
| 農林商工課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>法人化に取り組めていない原因というようなことでございますけれども。</p> <p>まずは、集落営農組織が町内34組織ございます。当面この集落営農組織の法人化というようなことを考えておりますけれども、問題点としましては、それぞれの組織での温度差がございます。農業者の高齢化や後継者不足などによります5年、10年後の展望が開けていない組織があることは実態であろうかと思っております。</p> <p>法人化につきましても、組織のリーダーや役員の成り手がいない、経理事務などの人材がいない、それから組織の統一化が難しいなど、研修会等を行いますと、このような意見が出てまいります。</p> <p>地域には、農業には従事されていなくても会社を退職された方やオペレーターとして働きたい方など、人材は多くおられるのではないかと考えております。</p> <p>地域の人材確保を行い、地域で会議などを開いていただき、法人の同意というようなものを求めて、法人化を目指していきたいというふうに思っておりますが。</p> <p>筑前町には一水会という組織がございまして、月1回の会議を行っております。このメンバーは普及センター、JA、農業共済という方々で行っておりますが、この中でも平成25年度の大きなテーマとして考えるところでございます。</p> <p>そういうところの団体も含めて協議をしていきたいというふうに考えております。以上です。</p> |
| 議長 | 川上議員 |
| 川上議員 | <p>私は原因だけを聞いたんですが、対策まで説明をいただきましたが。</p> <p>今ですね、人・農地プラン、地域で取り組みをされております。いいことだと思いますし、この展開がですね、多くの方がこれに賛同していただければいいんですが、今、2、3名の方ということで私も聞いております。</p> <p>ただ、そういう方たちがですね、後継者等入られても、それでは間に合わんわけですね。それよりも間近にまだ大きな問題が出てきております。</p> <p>T P P問題です。聖域なき関税撤廃には絶対反対と言ってございました安倍総理がで</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>すね、訪米してオバマ大統領との首脳会談を行いましたところ、聖域は守られたとして、交渉に入ると言っており、その結果、米以外の大豆・麦、乳製品等にですすね、関税が撤廃されたらですすね、わが町の農業は崩壊します。ますます後継者はいなくなります。</p> <p>今後を見据えてどのような対策を、再度お伺いします。緊急な課題だと思います。どのような見解なのか、質問いたします。</p> |
| 議長 | 農林商工課長 |
| 農林商工課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>新規就農者の分も含めてのお尋ねもあるかと思しますので、そちらの分も含めてお話をしたいと思いますが。</p> <p>T P P問題もたいへん大きな問題、大きな問題どころではありませんけれども。新規就農者にしましても平成24年、25年で、5名の若い人が就農するようになっております。</p> <p>また、他町から遊休農地についてのお尋ねがあったり、筑前町に転入をして就農したいという、などの問い合わせもあっているところでございます。</p> <p>今、議員申されました人・農地プラン、今後の中心となる経営体がどこか、中心となる経営体にどうやって農地を進めるのか、地域農業のあり方をどうするのか、などの問題解決のために、平成25年度このプランを作成するようになっておりますので、今後検討委員会も行うようにしております。その中で取り組みを行っていききたいというふうに思っています。以上です。</p> |
| 議長 | 川上議員 |
| 川上議員 | <p>この問題につきましては、行政だけで取り組んでもできません。やはり普及センターなり農業団体が一緒に連携して、やはり1日も早い取り組みをお願いしたいと思っております。</p> <p>それでは、最後の質問に移ります。</p> <p>筑前麦プロジェクトの取り組みと本町のかかわりについて、質問をいたします。</p> <p>ここに筑前麦プロジェクト誕生物語のコピーがあります。少しだけ読みます。</p> <p>この麦の里を舞台に、作る人、使う人、食べる人、それぞれの熱い思いが繋がり、100%筑前町産小麦粉が誕生しました。麦を中心に展開する終わりなき物語り、ここに地方・食・農のこれからのスタンダードモデルがあります。</p> <p>ということで始まり、裏面には筑前町麦プロジェクト指導にまつわる話をですすね、プロジェクトアートディレクターであります井上総合印刷の社長が進行されて、J A筑前あさくらの久保山課長、中華料理永徳酒家の日永田さん、それから太陽製粉株式会社の中村部長の談話方式でつづられております。</p> <p>また、広報紙3月号ですか、筑前食都ものがたり、が入っていました。この表紙にですすね、筑前麦プロジェクトの取り組みと、この取り組みがフードアクション日本アワード2012に入賞されたことを大きく取り上げられておられます。非常にいいことなんです。</p> <p>ただこれはですすね、このプロジェクトの取り組みは、町内の飲食店関係者の方、それからJ A筑前あさくら、全農ふくれん、太陽製粉株式会社が連携して、2011年3月に発足をしていますが、残念ながらこのプロジェクトの中に筑前町の名前が載っていません。</p> <p>広報は出していただいておりますが、何らかのかかわりはしてあると思うんですが、どのようなかかわりをされているのか、まずお伺いいたします。</p> |
| 議長 | 農林商工課長 |
| 農林商工課長 | お答えいたします。 |

| | |
|------|---|
| | <p>クロダマルを使用しました商品開発には、営業担当者を雇用いたしまして、町内外の商工業者へ商品開発を持ちかけております。また、みなみの里におきましては、クロダマル、木酢、米粉など、地元の農産物を活用しました特産品の開発を行っております。</p> <p>平成24年度は、特に商工業者、生産者、商工会、JA、行政が集まった筑前町地域活性化推進委員会で、共同による関東方面への売り込みも行いました。</p> <p>この会議の中でも、商品の試作品を持ち寄りまして試食し、感想を述べあいながら、さらに商品開発について協議を進めてまいっているところでございます。以上でございます。</p> <p>申し訳ございませんでした。</p> <p>麦プロジェクトのかかわりについてでございます。すみません。申し訳ありませんでした。</p> <p>麦プロジェクトのかかわりについては、プロジェクトが立ち上がりまして以降、招集があれば会議に参加をいたしまして、現状といたしましては、プロジェクトの中心メンバーと商工会、JAの協力もあり、販売の体制や販路も整っておりますので、今、申し上げました、筑前町地域活性化推進協議会で関東に出展するときにはクロダマル同様、麦プロジェクトの商品もPRをしていきたいと思っております。</p> <p>町で雇用しております営業担当者も、福岡都市部での営業をかけるときには、クロダマルだけではなく、麦を含めた特産品の紹介もさせていただいてもらっております。</p> <p>福岡県、筑後地域、15市町村で参加をします九州筑後元気計画に今年度から参加し、麦太郎を使った黒豚肉まんをテーマに研究会が開催されております。</p> <p>また、高級乾麺セットも商品開発され、東京進出を計画されていますが、より魅力的な商品開発が今後も進むと思っておりますので、普及のためのPR活動を進めてまいりたいと思っております。たいへん申し訳ありませんでした。</p> |
| 議 長 | 川上議員 |
| 川上議員 | <p>私は、かかわりだけでよかったんですが、前に前に進んで行かれますので、私の方が質問に戸惑うような形になりますが。</p> <p>このですね、通常市販の小麦粉と言いますのは、複数産地の小麦をブレンドして一般的に販売をされておりますが。</p> <p>産地を一市町村単位で限定して製粉するというふうなことは稀だそうです。本当にそういうふうな小麦粉は、まだ製粉業者も非常に大変な作業でできないというようなことで、この太陽製粉さんは、それを地元産の100%小麦粉を作ってあげようというような形で協力されているわけですね。</p> <p>それで、そのプロジェクトは郷土愛と夢と情熱をですね、原動力に農・商・工が連携してこの取り組みをされておると、すばらしい企画でございます。</p> <p>それで、今、課長が言われましたように、いろんな商品を作られておりますし、また、今申されましたように、本町もクロダマルを作った商品開発、これに取り組んでおられる方も、このプロジェクトに多くの方が参加されております。</p> <p>そういうことでございまして、もっと積極的にかかわっていただくことが、私は必要ということで質問しようと思っておりましたが、今、もう先に言われましたので、そのことはちょっと飛ばします。</p> <p>それから、3月2日ですかね、土曜日ですが、TNCで6時半から華丸大吉さんの「なんばしよう」というふうな地域を訪問するのがあります。</p> <p>これにもですね、プロジェクトのメンバーの方がテレビで30分間まるっきり出まして、今言いました井上総合印刷の井上社長がですね、その取り組みについて説明がございました。非常に、本当によく頑張っておられるなということで、私も喜んで</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>おりますし、また、先月末だったと思います。農水省の国内麦担当の石橋課長補佐がですね、地産地消と内麦の固定需要の拡大を図るためにですね、この筑前麦プロジェクトの取り組みについて、JA筑前あさくらのほうに勉強に行かれております。</p> <p>そういうことでありまして、非常にこの取り組みについては、やはり私は、町と商工会、農・商・工連携含めた取り組み、非常にいいことでございますので、やはりもっと大きくかかわってですね、全国に発信していただきたいと考えております。</p> <p>そこで、町長にお尋ねしますが、町として、このプロジェクトの取り組みや本町が取り組んでおりますクロダマルの商品開発、これを広報紙やホームページを通してですね、住民や全国的に発信したらいかがでしょうか。</p> <p>佐賀県の武雄市の樋渡市長は、地元の農家や商工業者への支援策としてフェイスブックを活用し、全国的に特産品の販売に取り組まれております。全国的に広がっております。</p> <p>ぜひ、この取り組みをお願いしたいと考えておりますが、見解を伺います。</p> |
| 議 長 | 田頭町長 |
| 町 長 | <p>お答えいたします。</p> <p>まずですね、前段のほうで農業生産額のお話がありました。30億のうち約15億円が交付金だということでございます。その15億円の中に米、麦、大豆が入っていると。</p> <p>私はいつも思っておりますけれども、米の値段、60kが1千円下がると、町の総生産額が1億円落ちるんだということを主張してまいりましたし、実際そうございました。</p> <p>そういった中で、どう1億円減額に代わるような農業生産額を、さらに増額することができるのか。1つの特産品を作ってですね、1億円の産額を上げるというのは、極めて困難でございます。</p> <p>そういった意味において、例えば直売所等ではですね、4億、5億あるいは6億も見えてまいります。</p> <p>そういったことにおいて、やはり国が言っております六次産業等々は、うちも実践しているわけでありまして、そういった方面に力を入れるということが、1つは重要だと思っております。</p> <p>先日、中村学園大学の甲斐学長とですね、懇談をさせていただきました。</p> <p>その折に、学長が使われる言葉に、グローバルという言葉、以前から使われておりましたけれども、グローバルとローカルと併せた発想が大事なんだということでございます。グローバルに考えながら、ローカルティーに行動するということだろうと思っております。</p> <p>その具体策として、私は、麦プロジェクト、クロダマルの特産、地産地消の推進、まさにグローバルであればあるほどローカルティーに行動する、地産地消を推進するということは、極めて重要だと思っておりますので、ぜひ、そういった麦プロジェクト、大賛成でございます。</p> <p>と同時に販売戦略でございます。継続性は、私は経済だと思っております。一時的な思い付きのですね、単なるアイデアだけでは継続性がございません。</p> <p>そういった意味においては、麦プロジェクトが、クロダマルが、どう経済性と結びついていくのか、農家所得にどう貢献できるのか、その視点を忘れてはならないと、私は思っております。</p> <p>したがって、そういった農家が頑張る、あるいは農協が頑張られる、いろんな事業所が頑張られる、そんなときには積極的に町は何がやれるのか、そういったIT媒体を使ってですね、宣伝していくというのも1つの大いなる戦略でございます。</p> <p>しかし、大刀洗町長等々の話をしますと、やはり物がなくてはならないんだと。宣</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>伝だけが先行したって、結局長続きしないんだと。</p> <p>これは言えることとございまして、麦プロジェクトにしましても、クロダマルにしましても、しっかりした生産体制を確立しながら、販売戦略を練っていく、これは、どのビジネスの世界でも同じだろうと、私は考えております。</p> <p>そういった意味において、様々に今、種をまかれておりますので、ぜひ花が開くような政策をともに研究していきたいと、そのように考えます。以上でございます。</p> |
| 議 長 | 川上議員 |
| 川上議員 | <p>私もですね、一麦生産農家の1人でございまして、この取り組みにつきまして、私も本当にいい企画だなということとありますし、その商品について、私も食べに行きました。</p> <p>まず、味由さんのうどんですね、確かに値段は高いです。ごぼう天うどんで500円ちょっとしましたですかね、それから、永徳酒家さんの肉まん、これも4個買ってきたら720円ぐらいしたと思うんですが、家で食べたら非常においしいというような形でありますし、やはり私たちも生産者から見れば、この取り組みですね、やはり応援したいという気持ちはどんどん出てきます。</p> <p>また、この企画についてですね、JAの久保山課長の話なんですが、やはりこの商工会なり関係者の方々の行動力と言いますか、企画力、びっくりしましたと。JAの職員ではここまではきらんというようなことまで言われておったわけですが。</p> <p>やはりこのプロジェクトなりクロダマルの開発等につきましては、私はやはり町のかかわりがまだ重要ではないかなと思っておりますし、やはりマスコットキャラクターのちくちゃんがあります。そういうものまで含めてですね、やはり今後事業展開されたならということとを考えておりますので、さらなる協力を期待いたしまして、私の一般質問を終わります。</p> |
| 議 長 | これにて、6番 川上康男議員の一般質問を終了します。 |
| 休 憩 | |
| 議 長 | <p>ここで、休憩をいたします。</p> <p>10時25分より再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10:17)</p> |
| 再 開 | |
| 議 長 | <p>休憩前に引き続き、一般質問を行います。</p> <p style="text-align: right;">(10:25)</p> |
| 議 長 | 3番 栗野光雄議員 |
| 栗野議員 | <p>通告書に従い、3点の質問をいたします。</p> <p>質問をする前に、2年前の本日、東日本大震災が発生をし、多数の尊い人命をなくし、たくさんの方不明者、家屋、土地、その他に甚大な被害が発生をいたしました。マスコミ等の報道では、2年経った今でも行方不明者の捜索は難しく、復旧ははかばかしくないと聞いております。現在も30万人以上の方が避難生活をされ、不便な生活を送っておられるわけとでございます。</p> <p>昨年12月に安倍政権が誕生し、莫大な予算を投入し、復興に全力を挙げると聞いております。1日も早い復旧、復興を願っているところでございます。</p> <p>それでは、まず、防災無線の現状について、お尋ねをいたします。</p> <p>防災無線の役割は、災害時の緊急放送のほか、地元でも区の運営に大きく役立たせていただいております。</p> <p>前にも矢野副議長が質問されておりますが、重ねて質問をいたします。</p> <p>夜須地区と三輪地区の設置状況、並びに設置されてからの年数がどのくらい経っているか、質問をいたします。</p> |

| | |
|--------|--|
| 議 長 | 環境防災課長 |
| 環境防災課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>まず、三輪地区におきましては、平成5年導入をしておるという状況でございます。したがって、約20年近く経過しております。</p> <p>また、夜須地区につきましては、これは、2、3年かけて導入ということですが、最終的に平成12年度導入と、完了という形になっており、10数年経過しているという状況でございます。以上です。</p> |
| 議 長 | 栗野議員 |
| 栗野議員 | <p>年数が経って老朽化が進んでおるとございまして。特に三輪地区は非常に進んでおるとございまして。</p> <p>現在、区の行事、用件等で、この無線を通じて放送される機会が非常に多くなっておりまして。区長さんが区民の皆さんに放送される場合は、放送の時間帯が重なるために、なかなか繋がらないと聞いております。</p> <p>その上現在のシステムでは、3分経過したら自動的に放送が切断されるために、区長さん並びに区民の皆様が非常に迷惑をされ、困っておられます。</p> <p>老朽化の改善対策と今後の改修予定と、どう考えておられるのか、また、数年前に一部の修理、改修がなされておりますが、あまり効果はなかったと聞いております。</p> <p>そこでお尋ねをいたします。</p> <p>費用が相当かかるかとは思いますが、合併10周年を控え、全面改修、新設の考えはありであるか、お聞きをいたします。</p> |
| 議 長 | 環境防災課長 |
| 環境防災課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>まず、最初に、今現在の防災行政無線の状況といたしまして、これは、入力等の、区長さんが非常にご苦労されている部分も含めまして、ご回答をさせていただきたいと思っております。</p> <p>まず、現在、三輪地区におきましては、区内放送の入力に使える電話回線は1回線のみとなっております。いずれかの行政区が入力されている間は、他の区からの入力はできません。また、町やJAからの定時放送、臨時放送がされている間も入力はできません。</p> <p>それから、午前6時半ごろから7時半ごろの間は、その間とまた午後、夜です、8時から9時ごろ、この間は放送する区が多く混み合う状況となっております。</p> <p>また、夜須地区におきましては、区内放送の入力に使える電話回線は2回線となっており、一度に2つの行政区までは入力が可能ということでございます。</p> <p>あと町やJAからの定時放送、臨時放送が放送されている間も入力が可能ということで、この部分は、旧夜須地区のほうが導入が遅かったために、システムが2本立てになっている関係でございます。</p> <p>それから、午前6時半から7時半ごろと、それから午後7時半から8時ごろの間は放送する区が多く、混み合う状況となっております。</p> <p>したがって、両地区に共通しているのは、電話回線の本数のみ入力が可能と、それから、朝及び夜の定時放送、それからその時間帯、前後30分から1時間程度につきましては、入力も放送も混み合う状況となっており、議員が申されますように、各区長さん、利用者の方々にはたいへんご苦労とご迷惑をおかけしているところでございます。</p> <p>それから、今後の予定及び老朽化の改善対策ということでございます。</p> <p>現在、防災行政無線につきましては、合併時の確認により、旧2町が整備したシステムを、旧三輪町、旧夜須町エリアごとに継続運用し、2つのシステムが稼働してい</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>る状況でございます。</p> <p>具体的にはアナログ方式における全戸別受信機方式ということで、戸別受信機の無償全世帯配布を行っているところでございます。</p> <p>合併後機器の更新や定期的な保守点検で、システムの運用を行ってまいりましたが、議員ご指摘のように、近年経年による全体的な機器の老朽化が進んでおり、重大なシステム障害や修理対応が困難な事態も予想され、その対応が課題となっておりますところでございます。</p> <p>現在町では、一元的で一体的な防災行政無線導入に向けて、デジタル化による統一システムの調査研究を行っており、導入計画を検討しておる段階ということでございます。</p> <p>大まかな導入計画といたしましては、平成25年度、来年度でございますけれども、新システムの基本計画、実施計画の策定を行い、それに基づきまして、平成26年から27年度にかけて、新システムの機器の導入、整備を図り、新システムの随時運用を構想しているところでございます。</p> <p>先ほど議員がご質問されましたように、いずれにいたしましても、防災や緊急時の手段として、また、行政区内の連絡手段として、安全で安心な住民生活にかかわることであり、また、経費面でも概算で莫大な経費、これは、大体8億円程度かかるのではないかとということで、たまたま昨年度に鹿児島県のほうで、筑前町よりもちょっと小規模な市町村が全く同じような導入を実施されておりました、大体7億数千万ぐらいかかっておるという状況でございます。</p> <p>したがって、町にとって一大事業となっております。今後も最適なシステム構築や有利な財源確保など、関係機関や関係部署と連携のうえ、政策調整会議等を経て意思決定などを図りながら、新システム導入に向けて鋭意努力をしていきたいと、このように考えておるところでございます。以上です。</p> |
| 議 長 | 栗野議員 |
| 栗野議員 | <p>ただ今、課長から綿密な説明がありましたのですが、新規導入は相当お金がかかるということで、私も分かっておりますが、三輪地区の区長さんが非常に困っておられるのは、皆さんご承知のとおりだと思いますが、回線をもう1回線、夜須は2回線あるとお聞きしましたが、もう1回線増やすわけにはいかないのでしょうか、お尋ねいたします。</p> |
| 議 長 | 環境防災課長 |
| 環境防災課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>今、議員がご指摘のように、旧三輪地区、かなり古いということで、障害等も発生しております。</p> <p>ただ、その2回線を1回線増やすという部分につきましては、一応調査なり、専門の業者等に相談はしていきたいと思っておりますけれども、今から2、3年かけまして、そのような計画を進めておるとということで、二重投資にならないように検討をしていきたいと、このように考えております。以上です。</p> |
| 議 長 | 栗野議員 |
| 栗野議員 | <p>三輪地区の2回線の件はよろしく願いをいたしておきます。</p> <p>先ほど課長が申されましたように、莫大な費用がかかる面もありますが、早急に、計画的に取り組んでいただきまして、万全の連絡システムが網羅できますようお願いをいたしまして、この質問を終わらせていただきます。</p> <p>次に、町の総合施設の在り方について、質問をいたします。</p> <p>図書館につきましては、町内にはめくば一図書館、コスモスプラザ図書館と2つの図書館があります。</p> |

| | |
|--------|--|
| | 図書館の入館者数及び書物の貸出数の現状を、お知らせをお願いいたします。 |
| 議長 | 生涯学習課長 |
| 生涯学習課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>図書館の現状の利用状況ということでございますが、先日の福本議員さんからの回答とも被るところがあるかもしれませんが、お答えしたいと思います。</p> <p>昨年度の利用の状況でございますけれども、現在、図書館には蔵書冊数ということで、合計228,858冊の本がございます。利用の登録をいただいている登録者が19,625人いらっしゃいます。年間の貸出人数といたしましては97,844人、貸出冊数は376,900冊となっております。以上でございます。</p> |
| 議長 | 栗野議員 |
| 栗野議員 | <p>ただ今、生涯学習課長から説明がありまして、貸出数は97,800人、貸出冊数は376,000冊と、非常に両図書館とも入館者、貸出図書数、利用者が多いようであります。</p> <p>私も時々図書館に行っておりますが、幼い子どもを連れた親子連れ、小学生、中学生が利用し、特に高校生が学校帰りに勉強している姿をよく見かけます。また、筑前町は毎月23日を読書の日と制定をし、熱心に取り組んであります。</p> <p>常日頃町長が言っておられます、まちづくりは教育からということが反映されていると思います。</p> <p>わが町の図書館の運営は、業務委託をして経費削減に努めておられますが、2館を維持するためには相当な費用がかかっております。近隣の市町村また人口の面を比較してみますと、隣の筑紫野市は人口が倍、館数が1つでございます。利用者数も筑前町とそうは変わっておりません。</p> <p>これらの2つの館は、私は多すぎはしないかと思いますが、いかに考えておられるか、お聞きをいたします。</p> |
| 議長 | 生涯学習課長 |
| 生涯学習課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>本町の図書館はご存じのとおり2館ございますけれども、その2館維持のためです、これまで経費節減に取り組んできているところでございます。</p> <p>この間から申し上げていますように、町のですね、職員の配置の削減、廃止です。それから、国の交付金による図書資料の充実とか、あるいは休館日を別にする事によつての、利用しやすい図書館というようなことで、いろいろなサービス向上に努めてきているところでございます。</p> <p>経費について申し上げますと、現在、24年度の予算で申し上げますと、筑前町の図書館の施設の維持管理以外のですね、人件費なり資料代とか業務委託とか、そういった分の総経費は67,805千円でございます。</p> <p>隣の朝倉市で申しますと、朝倉市は3つの図書館がございますけれども、そういった経費が7,200万ほどですけれども、これには職員が全く含まれておりません。市の職員が5名配置されて、嘱託職員が15名配置されております。</p> <p>そういったことで推計いたしますと、114,000千円ほどかかっているんじゃないかなというふうに推測されます。</p> <p>それから筑紫野市ですけれども、図書館の経費としては126,357千円の予算が組んでありますけれども、これにも職員の分は含まれておりません。</p> <p>市の職員が3名、それから嘱託等が入っております。これを含めると、推計すると151,000千円ほどになるのかなというふうに推計されます。</p> <p>それから、小郡市は1館ですけれども、ここも同じようにですね、ここも直営で行っておりますので、市の職員3名、それから常勤の嘱託職員12名等を配置しており</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>ますので、それを含めると8,600万ほどになるのではないかとというふうに推計されます。</p> <p>ここで、うちは2館ですけども、例えば筑紫野市の1館と比べますと、2館でも半分以下の経費で行っておりますし、隣の小郡市につきましても、小郡市は1館ですが、うちの2館の経費よりも多い経費で行われているということで、経費から申しますと、筑紫野、小郡の1館よりもうちの2館のほうが少ない経費で運営ができていたというような状況であることを、報告申し上げたいと思います。</p> |
| 議 長 | 栗野議員 |
| 栗野議員 | <p>経費節減に努めておられることは非常に喜ばしいことと思います。</p> <p>また、後で関連のあれがありますので、後で質問をいたします。</p> <p>次に、町にはめくばり館、敬老館と2つの福祉施設があります。両館の月々、また年間の入館者数並びに入浴者がどのくらいあるのか、お尋ねをいたします。</p> |
| 議 長 | 福祉課長 |
| 福祉課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>めくばり館、敬老館の利用者数でございます。</p> <p>めくばり館におきましては、平成23年度13,853人、敬老館につきましては14,470人、1日にいたしまして、めくばり館が46人、敬老館が48人ということでございます。</p> <p>入浴者につきましては、大体入館者の7割程度が入浴を利用してあるという実態でございます。</p> |
| 議 長 | 栗野議員 |
| 栗野議員 | <p>老人の皆様方には、長い間家族の柱として働いて来られ、家族の繁栄の基を築かれ、町の発展に大きく寄与されて来られました。お友達、仲間の方々とお風呂に入り、食事をともに取りながら、昔話に花を咲かせられ、楽しいひと時を過ごしてもらいたいと思います。</p> <p>先ほど課長が申されましたように、めくばり館の入館者数13,804名、収入1,780千円、敬老館入館者数14,400名、収入1,574千円となっております。</p> <p>風呂を隔週にしたりして、経費節減に務めてありますが、両館の維持管理費は総額でどのくらいになっておりますか、お尋ねをいたします。</p> |
| 議 長 | 福祉課長 |
| 福祉課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>めくばり館につきましては、年間、23年度実績では約1,060万でございます。</p> <p>敬老館につきましては、運営を社協のほうに委託しておりますので、その運営費が約400万前後で推移をしております。以上でございます。</p> |
| 議 長 | 栗野議員 |
| 栗野議員 | <p>田頭町長には4年間、町政発展のために頑張っておられ、大きな成果を上げられました。</p> <p>図書館と同じく、周りの市町村の規模また人口数を比べると、福祉施設も2つという施設は多すぎやしないかと思うわけでございます。</p> <p>合併10周年を目前に控え、めくばり図書館とコスモス図書館の統合、併せてめくばり館と敬老館の統合はどう考えておられるか、町長の見解をお尋ねいたします。</p> |
| 議 長 | 田頭町長 |
| 町 長 | <p>お答えいたします。</p> <p>私も任期があとわずかでございますので、今の町長職としての考えを述べさせていただきます。</p> <p>まず、図書館2館の問題でございます。</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>それぞれ合併前に努力をされまして、立派な図書館が2館ございます。</p> <p>私は、図書館の配置は、どの程度が都市計画的に、人口配置的に適当だろうかという、少し勉強をしたことがございます。</p> <p>基本的には中学校単位が好ましいのではなからうか、というような研究報告を読ませていただきました。</p> <p>今、先ほど筑紫野市の話もされましたけれども、筑紫野市は確かに1館でございますけれども、今、コミュニティセンターをですね、各中学校、ほぼ単位ごとにつくられております。その中には図書室がございます。</p> <p>ということであれば、やはり1館でありながらも、やはり利用度を考えれば、コミュニティセンターに館ではありませんけれども、室を設けるべきだということで、計画されているんだなということ、私は感じ取っておったところでございます。</p> <p>これは、私も原田のコミュニティセンターを見に行きましてですね、ああ、ミニコスモスプラザかなと思ひながら拝見させていただいたところでもございます。</p> <p>そういった意味においては、隣の市のことでございますので、立ち入る気は全くございませんけれども、さらなる経費が図書的にはいつているんだなと、そして本当に人材育成、将来のことを考えるならば、身近なところに図書館はあるべきだろうと、そのように考えます。</p> <p>ただ、合併後であればですね、本当にこのような形にはならなかったんだろうと思っております。</p> <p>しかしながら、立派な図書館、それぞれ思いを持ってつくられた施設、私は大事に継続すべきだろうと、そのように考えております。</p> <p>しかしながら、経費については、ぜひよその2館分ぐらいの経費でやれる方法を絶えず研究しながら、そしてもっともっと住民の方に図書館を利用していただけるような、内容等については工夫すべきだと、そのようにまず考えます。</p> <p>したがって、私は、図書館2館については、継続が必要だと思います。</p> <p>それから、2点目の敬老館等々めくば一、コスモスプラザ、それぞれ合併前でございましたので、やはり完結型を求めるわけでございます。</p> <p>三輪の1万3千、それと夜須の1万7千、それぞれがやはり自己完結型で福祉政策すべてをやろうとしましたので、やはりそれには拠点づくりとしてあいつた施設ができたわけでございまして、合併後であれば、当然これはできなかつたらうと、私も思うところでございます。</p> <p>しかしながら、今後さらなるものが、視野を広げていけば出て来るわけでございまして、その単位として、やはり中学校単位というのはですね、非常に重要な圏域であらうと、私は考えます。</p> <p>そういった中において、まだ私は、コスモス、めくば一、十分な活用がされているとは思っておりません。</p> <p>だから、利用については、民間利用も含めてですね、また、民間委託等も含めてですね、大いに研究すべきだとは思っておりますけれども、こういった立派な施設は、そういった譲渡とか廃止とかいうことを考えずに、私は活用型で行くべきだろうと、そのように考えます。以上でございます。</p> |
| 議長 | 栗野議員 |
| 栗野議員 | <p>町長の見解はお聞きをいたしました。</p> <p>私、もし統合が可能ならば、あいつた施設を住民活動の場として提供するなど、有効活用が期待をされていると思っております。</p> <p>なお、その際には、住民の不便にならないような福祉バスも充実して運行もお願いをいたしたいと思っております。</p> <p>また、さらなる経費の節減に努めていただきますようお願いをいたしまして、この</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>質問を終わります。</p> <p>最後に、元農林商工課長の失踪、死亡事件について、質問をいたします。</p> <p>本人の死亡が確認されたと報道がなされ、最悪の状態になったと、非常に残念であります。</p> <p>3月5日の全員協議会で説明を聞きましたが、その後の詳しい経過、訴訟の現状をお聞きいたします。</p> |
| 議長 | 農林商工課長 |
| 農林商工課長 | <p>私のほうから経過について、お答えをいたします。</p> <p>議会全員協議会の中で、昨年12月4日までの経過については説明をいたしておりましたので、その以降につきましてのご報告をさせていただきます。</p> <p>平成24年12月13日に福岡地方裁判所久留米支部へ、石井前課長を被告として損害賠償請求訴状を提出いたしております。平成25年1月22日に、議会全員協議会の中で、遺体発見がなされましたが、まだ身元が不確定で、DNA鑑定である旨の報告をいたしております。</p> <p>平成25年2月8日、石井前課長死亡の新聞報道がございました。</p> <p>同日、今後の進め方について、日野弁護士と協議を行っております。同じく、2月12日、日野弁護士と協議を行っております。</p> <p>それから、平成25年2月13日に、日野弁護士と協議を行いまして、民事訴訟につきましては、昨年12月13日に提訴をしておりましたけれども、その時点で、すでに本人は死亡しており、被告を法定相続人へ変更する必要が生じたために、一旦取り下げをするようにしております。</p> <p>なお、今後につきましては、相手方の橋本弁護士と本町の代理人日野弁護士により、損害賠償請求について、協議をいたしているところでございます。以上でございます。</p> |
| 議長 | 栗野議員 |
| 栗野議員 | <p>ただ今、課長から説明がありましたように、熱心に協議のことよろしくお願いをいたします。</p> <p>町民の皆様から信頼を失わないような職員教育をなされていると思いますが、どういう教育、また研修を行われているのか、また、何回ぐらい研修をされているのか、各種会計のチェックは万全であるのか、質問をいたします。</p> |
| 議長 | 総務課長 |
| 総務課長 | <p>それでは、私のほうから、一連のこの関係についてのですね、職員教育等について、ご説明を申し上げたいと思います。</p> <p>これまでにもその時々説明をしてきておりますけれども、まず、事件発覚後ですね、直ちに臨時庁議を開きまして、事件の経緯、背景を説明申し上げまして、職員の教育と任意団体等の通帳の再確認をして、報告をするように求めてきたところでございます。</p> <p>と同時に、政策調整会議メンバーによりまして、二度と再びこのような事件を起こさないためのマニュアル作りに着手をしたところでございます。</p> <p>そして、11月庁議で完成したものを庁議全員で確認をいたしまして、課長責任のもとで、職員研修等周知を行っております。</p> <p>マニュアルの趣旨につきましては、前回の全員協議会を出しておりますので、省略をいたしますけれども、そういうことで徹底をしておるところでございます。</p> <p>また、そのマニュアルに基づきまして、これは、4半期ごとに各課長が監査をして、報告をするようになっております。12月末現在で、通帳等の保管、管理状況が各課長から出納室長に報告をされておるところでございます。</p> <p>当然、監査でございますので、担当者と面談をしながらですね、監査をして報告を</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>しておるといこととでございます。</p> <p>さらに、元課長の死亡が明らかになりましたことを受けまして、直ちに本庁、支所で臨時の朝の会を開催し、改めて今回の不祥事が住民の信頼を裏切った行為であること、このような不幸な出来事を二度と再び起こしてはならないこと、このことについて、町長のほうから訓示を行っていただいたところとでございます。以上でございます。</p> |
| 議 長 | 栗野議員 |
| 栗野議員 | <p>ただ今、課長が申されましたように、職員の教育は徹底してお願いをいたします。</p> <p>再発防止に向け、また町民の信頼を取り戻すため、なお一層の努力をお願いいたします。私の一般質問を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>これにて、3番 栗野光雄議員の一般質問を終了します。</p> <p>引き続き、一般質問を行います。</p> <p>10番 梅田美代子議員</p> |
| 梅田議員 | <p>東日本大震災、悲惨な発生から丸2年、今なお多くのご苦労が続いております被災者の皆様の1日も早い復旧、復興を心より願っているところでございます。お祈りを申し上げます。</p> <p>それでは、通告に基づきまして、一般質問を行います。</p> <p>まず、教育行政について、でございます。</p> <p>通級教室、「ことばの教室」の速やかな開設をということで、質問をいたします。</p> <p>保護者からの要望を受けまして、平成24年度当初予算にことばの教室の予算計上はなされておりましたが、開設に至りませんでした。本当に残念の極みでございました。支援を必要とする筑前町の子どもは、現在小郡の大原小学校の通級指導教室に、ことばの教室に通っておられます。</p> <p>現在、何人の子どもたちが大原小学校を利用されているのか、また、ことばの教室ではどのような支援を必要とされる子どもたちが通っておられるのか、ことばの教室で具体的にどのような教育が実施され、どのような成果、指導成果、症状改善ができていのか、またさらに、現在通っておられる方の他に、潜在的に、この筑前町にそういう指導、改善が必要な子どもさん、支援が必要な子どもさんがおられると思いますが、このことは把握されているのか、まず、そこをお尋ねをいたします。</p> |
| 議 長 | 教育課長 |
| 教育課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>私のほうからは、まず、大原小学校に現在通っている児童の数、また、潜在的な児童が何名いるかについて、まずお答えをさせていただきます。</p> <p>現在小郡の大原小学校に大原ことばの教室というのがございますけれど、そちらのほうにわが筑前町から通級している児童につきましては、三輪小学校が2名、東小田小学校が1名、中牟田小学校が1名の合計4名でございます。</p> <p>それから、現在ですね、三輪小学校に通級指導教室を開設する計画を持っておりますけれど、この計画における児童数でございますが、現在、大原に通っております3名というか、今、4名と申しましたが、1名が卒業いたしますので、3名、それに三輪小学校が4名、東小田小学校が2名、中牟田小学校が1名の計7名、3名と合わせまして合計10名でございます。</p> <p>また、他にもですね、小郡までというのは、交通の手段とかいろいろあるということで、もし町内に開設されるのであれば、通わせたいという保護者の方が数名ということで聞いております。</p> <p>私のほうからは以上でございます。</p> |
| 議 長 | 大雄教育長 |
| 教育長 | 私のほうから、どのような指導が行われ、どのような効果が上がっているのかと、 |

| | |
|------|--|
| | <p>その2点について、お答えを申し上げます。</p> <p>まず、どのような指導が行われているかについて、でございます。</p> <p>通級による指導とは、小学校の普通学級に在籍している比較的軽度の障害のある児童に対して、主として各教科の指導を通常の学級で行いながら、当該児童の障害に応じて、障害による学習上または生活上の困難な改善、克服を目的とする指導を、通級指導教室で行う教育形態のことでございます。</p> <p>大原ことばの教室では、難聴や吃音、言語発達の遅れ等、聴覚、言語、コミュニケーション等に障害を持つ児童が、決められた曜日、時間に通級指導教室に通い指導を行っています。</p> <p>指導にあたっては、一人ひとりの児童の状態に応じて作成した個別の指導計画に基づいて、個別指導を中心に、週当たり1ないし2回の指導がなされております。1回当たりの指導時間は90分でございます。</p> <p>具体的には、難聴の児童に対しては、補聴器などを活用して、音や言葉をさらによく聞き取れるように学習したり、発音の練習をしたりします。</p> <p>また、言語発達に困り感を持っている児童には、自分が発している発音が正しいか、誤っているかを耳で聞き分けることができる訓練をいたします。</p> <p>高音域の運動機能を高めたりして、正しい言葉が日常生活の上で使えるような練習をしていただいております。</p> <p>次に、どのような成果があっているかということでございます。</p> <p>これらの指導を通じて、語彙が増えたり、きれいに発音することができるようになることで、学習に集中したり、日常生活で自信が持てるようになります。</p> <p>また、通級指導教室での効果をより高めるために、保護者との定期的な教育相談や児童の在籍する学校の教室訪問などが行われております。以上でございます。</p> |
| 議長 | 梅田議員 |
| 梅田議員 | <p>詳しい説明、ありがとうございました。</p> <p>ところで、先ほど申しましたように、24年度当初予算に計上されていたにもかかわらず開設に至らなかったということなんですが、保護者の要望にお応えすることができなかった、開設に至らなかった要因というのは何だったのか、説明を求めます。</p> |
| 議長 | 大雄教育長 |
| 教育長 | <p>24年度の当初予算で、開設準備のための予算措置をしていただきまして、議会のほうでもご承認を頂戴したところでございますし、指導者につきましても、人事異動等で開設を予定している学校等に配置をいたしました。</p> <p>教育委員会として可能な限りのですね、24年度の準備をしまいいりまして、人的な配置につきましても、県のほうに強く要望をしまいいりしましたけれども、通級指導教室を希望する市町村がたいへん多ございまして、本町は残念ながらですね、24年度は、県のほうから開設が認められなかったと、そのような状況にございます。</p> <p>ただですね、町単でも、これは開設をできます。</p> <p>そこで、平成25年度は、そういうふうな障害を抱えている子どもさんの継続指導というような観点から、町単でも開設をしなければいけないと、そういうことで教育委員会としては、十分ですね、準備をしまいいったところでございます。以上でございます。</p> |
| 議長 | 梅田議員 |
| 梅田議員 | <p>いわゆる人的配置に、県に要望したけれども、県から認められなかった、これが大きな要因だったと思います。</p> <p>今年度予算を見ておりますと、25年度予算には、人的配置のための予算計上がなされておりました、もう町単独でもやろうという、この強いご支援と言いますか、保</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>護者の方にとっては大きな励み、希望、一步開けたんじゃないかというふうに思っておりますし、この予算措置におきまして、町長が認められたということではですね、本当にありがたいなということを感じておった次第でございます。</p> <p>保護者から教育委員会のほうには、23年の11月24日、また24年の11月7日に要望書が提出されておきまして、私もですね、保護者の方の強い気持ちを受け止めました。1日も早くことばの教室をつくっていただきたいということで、一緒に県のほうに、11月22日でしたが、県の教育委員会のほうに直接要望書を届けさせていただいたという経過がございます。</p> <p>そういった中で、今年度、果たしてどういう予算措置で、どのように開設に進んで行くのかということをお尋ねしたいと思います。</p> |
| 議 長 | 大雄教育長 |
| 教 育 長 | <p>お答えいたします。</p> <p>通級指導教室の開設に至るまでの経緯を少しご説明申し上げながら、答弁させていただきますと、そのように思います。</p> <p>先ほど課長からも答弁がございましたようにですね、現在、筑前町の子どもたちは小郡市の大原小学校、ことばの教室に、運営負担金を支払いながら通級指導を受けております。</p> <p>しかしながら、小郡市も通級を希望する子どもたちがたいへん増加しておりまして、平成25年度からは他市町村からの受け入れは極めて困難であると、そのような連絡を小郡市の教育委員会から筑前町教育委員会は受けているところでございます。</p> <p>また、保護者の皆様もですね、継続的な指導が受けられないことをたいへん心配されて、筑前町へ開設を強く要望する陳情書の提出もなされていると、そのような状況でございます。</p> <p>子どもたちへの、この継続的な指導というのはですね、まさしく教育行政の大きな課題でもございますし、責務でもございます。</p> <p>そこで、筑前町教育委員会といたしましても、このことをたいへん重く捉えて、25年度に三輪小学校に開設することとし、県教委に開設の要望を行うと同時に、県から開設が認められなかった場合を想定し、当初予算での人件費の計上、24年度予算で教室の改修工事、専門的指導者の育成、筑前町通級指導教室実施要綱の制定など、開設に向けての準備を遅滞なく進めてまいったところでございます。</p> <p>通級指導教室は、県からの開設が認められなくても、必要に応じ地教委の判断で開設することができます。</p> <p>しかしながら、その場合は、県費負担教職員の配当はございません。地方自治体単独での人件費の負担となります。その額はですね、毎年4、500万ぐらいになりますので、開設をしようとする地教委は、こぞってですね、県教委のほうに開設申請を行っているというのが現状でございます。</p> <p>本町も人件費等の負担を考えまして、県教委に対し開設認可を強く働きかけをしておりました。</p> <p>議員をはじめですね、関係多数の方々のご支援を頂戴しながら、3月8日に、筑前町に新規に開設を認可すると、そのような県教委からの通知を受けたところでございます。</p> <p>町といたしましては、本当に喫緊の教育課題が解決をしたということで、たいへん喜んでいるところでございます。以上でございます。</p> |
| 議 長 | 梅田議員 |
| 梅田議員 | 3月8日に県の教育委員会から開設を認める通知があったということで、本当にホッとしている思いでございます。 |

| | |
|------|--|
| | <p>ここに至るまでですね、保護者の方の皆様の強い、本当に積極的な要望活動、そして教育長の県への強い働きかけ、ご尽力、そしてまた町長はじめ行政の皆様のお力添え、本当に大きいものがあつたと思って、心より私自身も感謝申し上げますが、保護者の方のお喜び、安心はひとしおであるのではないかなというふうに思っております。</p> <p>そういったことで、おかげさまで25年度から正式開設ということになるわけですが、子どもたちはいつから通級することが可能なのかということ、それと小学校が4校ありまして、潜在的に支援を必要とする子どもたちにも積極的な働きかけ、通級に対しての呼びかけもあると思いますが、この4校の協力体制とか情報の共有、こういったことが今後大事になってくるんじゃないかなと思います。</p> <p>それともう1つ、私も大原小学校に視察に行かせていただきましたが、やはり個別の指導でございますので、いろんな教材、資材が必要になるわけでございます。また、指導する先生の研修というのもたいへん重要になると思います。</p> <p>そういったことで、対応というのは本当にしっかりしていただきたいと思ひますし、その点の予算措置、町長、耳をしっかりそばだてて聞いて、心にとめておいていただきたいと思ひますが、その対応を、教育長、今後進めていかれるのか、お尋ねいたします。</p> |
| 議長 | 大雄教育長 |
| 教育長 | <p>お答えいたします。</p> <p>24年度予算で、通級指導教室に係る備品等の予算措置はいただいております。教室の改修工事等についてもですね、すでに終わっているところでございまして、保護者に対し、現在ですね、通級指導教室開設の案内を4小学校のほうに配布をいたしておるところでございます。</p> <p>今後の入級の開級式と申しますかね、いつから開設するかということでございますけれども、予定では、入級希望児の状況を踏まえ、個に応じた指導計画の作成等もございまして、それに一定期間準備が必要でございますので、5月22日に三輪小学校で開級式を執り行くと、そのような予定で準備を進めているところでございます。以上でございます。</p> |
| 議長 | 梅田議員 |
| 梅田議員 | <p>速やかな開級を心待ちにいたしております。</p> <p>それから、中学校へ進学後も継続的に個別の指導が、また相談が必要になる子どもさんも当然、小学校だけじゃなくて中学校でも必要な場合もあるんじゃないかなと思ひますし、そういったことで、一貫した指導というのが求められると思ひます。</p> <p>それともう1つはですね、やっぱり幼児期、今、小学校入学前に相談と言ひますか、あつております。就学前のですね。</p> <p>しかしながら、これが早期発見、早期指導が行われることによりまして、大きな成果はさらに上がるのではないかなというふうに思ひしております。</p> <p>そういったことで、今後の大きな課題と言ひますか、もうぜひ対応を今後とも取り組んでいただきたいと思ひますが、そういった中学校への進学後、また、早期発見、早期指導のための乳幼児期での相談と言ひますか、指導、そういう体制もぜひ作っていただきたいなというふうに期待をするものでございまして。</p> <p>教育行政、そして町長もご協力いただきまして、ぜひこの方向で今後とも本当にすばらしい通級教室、ことばの教室が運営されていくことを願ひて、この質問は終わらせていただきます。</p> <p>次に、LED照明導入について、でございます。</p> <p>公共施設及び防犯灯、街路灯のLED化について、でございます。</p> |

| | |
|-------------|--|
| | <p>私は、自然エネルギー活用について、これまでも提言してまいりました。</p> <p>現在、各小中学校には太陽光発電、風力発電が設置され、また、庁舎には50kwの太陽光が設置されております。3.11の福島原発事故以来、これまで以上に再生可能エネルギー導入への動き、また、エネルギーの地産地消、電気使用量削減の取り組み、関心が大きく高まっております。</p> <p>九電は、今年4月から8.5%電気料金を値上げを表明しておりますが、値上げ率が本当に妥当なものか、適切なものであるかどうか、今、審議がされているところでありまして、聞くところによりますと、5月から7%台とかいうような数値も上がっておるところでございます。</p> <p>電気料金値上げ、避けてほしいというのが、私たち消費者の正直な気持ちでございますが、しかしながら、値上げ、最小にとどめてほしいという思いと、本当に避けられないのではないかなという思いでございます。</p> <p>このような状況の中で、自治体において公共施設、防犯灯、街路灯をエネルギー消費が少なく、また温暖化に影響する二酸化炭素排出も少なく、電気料金も削減できるということで、長寿命であるLED照明を導入する自治体が、今後ますます増えてくるんじゃないかなと思います。もうすでに取り組んでいる自治体もございます。</p> <p>そういったことで、まず、庁舎をはじめコスモスプラザ、めくばーる、学校、公共施設が数多くございます。</p> <p>そこでは様々な照明器具はついておるわけでございますが、分かりますれば設置されてる数、電気料金がトータルでどのくらい今かかっているのかということ、そしてまた、もう1つは町内に設置されております防犯灯、街路灯も含めまして何基設置されて、電気料金の支払いがどうなっているのかを、まずお尋ねをいたします。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>財政課長</p> |
| <p>財政課長</p> | <p>事務的なことでございますので、私のほうからご報告を申し上げたいと思います。</p> <p>まず、公共施設にあります照明の数でございますけれども、これにつきましては、先ほど議員申されましたように、いろんな施設がございます。</p> <p>本庁舎それからコスモスプラザにつきましては、照明数の調査をしておりますけれども、それ以外の施設につきましては、現在調査をしておりませんので、庁舎とコスモスプラザの照明数を申し上げたいと思っております。</p> <p>いろいろな照明があるわけでございますが、まず、本庁舎でございますけれども、20Wの直管球、まっすぐな電球ですね、蛍光灯でございますが、これが100本ございます。それから、30Wのものが51本、40Wのものが469本、それから100Wのものが119本、それから40Wの水銀灯でございますが、これが6個ございます。150Wの水銀灯が5個、それから250Wの水銀灯が47個、トータルで797というふうになります。</p> <p>それから、コスモスプラザでございますけれども、20Wの蛍光管、これが4個でございます。それから20Wの蛍光管、蛍光管でも直管ではございまして、円管の中に細い蛍光管が入っておるものでございますけれども、266個。それから、28Wのものが2個、32Wのものが46個、36Wのものが72個、40Wの蛍光管が31個、それから40Wの蛍光管の直管のものが1,202本、それから40W、ミニクロス球というのが23個、60Wのミニクロス球というのが29個、60Wの電球、これは、浴室についておるものでございますけれども、16個、それから100Wの蛍光管が3個ということで、合計1,694ということになります。</p> <p>それから、この2つの施設の周囲に街路灯並びに照明がついております。この街路灯が、100Wのものが7本、それから250Wのものが24本、それから中庭がございまして、庭園照明のものが13Wのものでございますけれども、10個、それからコスモスプラザの軒先に照明がついております。これが、ワット数がちよつとはつ</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>きりしませんけれども、52個、それからキャノピーという、軒先の出たところがございます。その下に18個、合計111本という状況でございます。</p> <p>それから電気料の関係でございますけれども、電気料につきましては、照明のものとカ所舎へのパソコン用とか空調用とか分かれておりませんので、全体の部分しか分かりません。それでよろしければご報告したいと思いますが。</p> <p>まず、カ所舎の電力のワット数でございますけれども、24年度は、現在まで九電のほうから1月分までまいっております。トータルで342,834kwでございます。</p> <p>それからコスモスプラザ、こちらのほうには2月分までということで、1カ月分早くまいっておりますけれども、4月から2月までの分で726,948kw、そういう状況でございます。以上でございます。</p> |
| 議長 | 環境防災課長 |
| 環境防災課長 | <p>環境防災課のほうから、所管しております防犯灯、街路灯の、まず現在、2,669基の防犯灯を町内に設置しております。</p> <p>中身といたしましては、8種類ほどの灯具の種類がございます。</p> <p>主なものといたしまして、ナトリウム灯が1,124基、水銀灯が1,339基、蛍光灯が202基、白熱球が4基となっております。以上です。</p> <p>電気料金は、平成23年度決算ベースで8,618千円の決算額となっております。</p> |
| 議長 | 梅田議員 |
| 梅田議員 | <p>今、膨大な数字を報告していただきました。数多くの。</p> <p>カ所舎とコスモスプラザのみでもですね、計の797本の照明器具が設置されている。また、防犯灯関係におきましては2,669基ということで、それぞれに電気料金を支払われているということなんです。</p> <p>ご承知のように、現在このLED照明に関しましては、もう研究開発というのは凄まじく進歩しておると思います。</p> <p>当初はまだ安定的に、価格もどうなるか分からないというようなこともおっしゃられて、カ所舎に試験的に何個かついているというような現状があると思うんですけども。価格も安定し始めておりますし、性能的にも優れたものが今出てきております。</p> <p>そういった中で、カ所舎、そして街灯をLEDに換えた場合、切り替え交換した場合にですね、電気料がどうなるのか、二酸化炭素削減効果がどうなるのか、長寿命化も考慮した場合、費用対効果はどうなるのか、というふうな試算を果たしてされているのか、されてないのか、お尋ねいたします</p> |
| 議長 | 財政課長 |
| 財政課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>そこまでの試算はいたしておりません。そういう状況でございます。</p> |
| 議長 | 環境防災課長 |
| 環境防災課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>環境防災課の所管しております防犯灯で、現在、先ほどご回答しましたように、2,669基でございますけれども、この分を、これは仮定でございますけれども、LED化する場合の経費について、業者のほうに試算をしていただきました。</p> <p>一応、施工経費といたしまして、約7,000万円ほどかかるのではないかとということで、議員申されますように、電気料金の削減効果ということで、これは、一般的にでございますけれども、約50%から60%程度の削減効果が見込まれるというふうに、一般的に言われております。</p> <p>あくまでも試算上でございますけれども、平成23年度決算ベースで8,618千円と先ほど申し上げましたけれども、その50%から60%ということで、年間400万から500万程度の電気料金削減が可能ではないかという試算が成り立つわけ</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>ですけれども、先ほど議員も申されましたように、メリットの多いLED化ではございますけれども、課題といたしまして、器具の歴史が浅く技術的開発、まだ途上であるということ、それから一番大きな点といたしまして、現在、町内に設置しております防犯灯の半数以上が合併後に新設されたものでございます。</p> <p>灯具寿命等がある中で、まだある中で廃棄処分にするということの是非もあろうかと思っておりますので、一応、今後の検討課題ということで、今のところ進めているところでございます。以上です。</p> |
| 議 長 | 梅田議員 |
| 梅田議員 | <p>庁舎関係は試算が行われてないということでありましたが、防犯灯関係は、今、課長から報告していただいて、電気料金を見ますと、50%から60%、効果はあるということで、報告を受けました。</p> <p>それで、まだ確かに合併後多くの防犯灯が設置されておりますので、それをすぐに交換するということはなかなか心情的にも難しい部分もあるかなとは思っています。</p> <p>しかしながらですね、やはりやり方だと思うんです。</p> <p>いろいろよその自治体のことを聞いてみますと、リース会社から、例えば10年契約とか、そういうことで契約をいたしまして、導入する。そして、初期投資はかかってもですね、初期の費用はかかっても、長い目で見た場合、年間経費、電気料金が削減できる、二酸化炭素も削減できる、そういうメリットがあるというふうに言われております。</p> <p>本当、今後ですね、電力の需給事情がますます厳しくなってくるというふうにも思われます。LEDの導入に向けまして、やはりまずは庁舎からですね、やっぱり研究、検討していく価値があるのじゃないかなというふうにも思います。</p> <p>再生可能エネルギーの導入につきましては、これまでも私と町長、考え相通じるものがあつたと思っております。</p> <p>第2期を目指して、今、多分2期目も町長として頑張っていただけじゃないかなというふうに推察いたしますので、どうか、この点、しっかりお受け止めいただいてですね、取り組んでいただきたいなと思っておりますが、簡単に町長のご見解なり伺えましたらと思っております。</p> |
| 議 長 | 田頭町長 |
| 町 長 | <p>お答えいたします。</p> <p>前回の内堀議員からもお話がありましたけれども、エネルギーの地産地消というのはもう趨勢でございます。これは、大きなうねりが起こっておりますので、どこの自治体でもですね、このエネルギーにつきまして、地産地消率を高めていくという政策は今後出されていくと思っておりますし、わが町もやはりエネルギーについても、食べ物についても、様々な資材についても、地産率を高めるということが、先ほど申し上げましたグローバルなまちづくりだろうと思っておるところでもございます。</p> <p>したがって、新しく今度の、4月以降ですね、新たなまたエネルギー問題等々については、十分な検討が必要だろうと思っております。国のほうも新たな政策が次々に打ち出されておりますし、現に民間企業は非常に敏感でございます。</p> <p>国道沿いを見ましてもですね、至るところにソーラーシステムが設置されつつあります。これは、来年度に向けてさらに促進されます。</p> <p>そういったことも、役場としましても十分に勉強しながら進めていくべきだろうと思っておりますので、新しい4月以降研究をして、再生エネ、LED、その他諸々ですね、エネルギー問題について考えていくべきだろうと思っております。以上でございます。</p> |
| 議 長 | 梅田議員 |

| | |
|--------|--|
| 梅田議員 | <p>町長にはしっかり期待をさせていただきたいと思います。</p> <p>ところで、防犯灯の設置、これが現在充足しているのか、していないのか、要望があちらこちらから多分上がってくれば充足してないということになると思いますが。</p> <p>実は夜須中学校の保護者の方からですね、朝日からカントリーの前を通って通学する通学路はあるんですが、歩道側に防犯灯がついてないんですね、歩道と反対側のほうについておまして、歩道側にないからたいへん危険であるというふうな声が、私のもとに寄せられたんです。最近。</p> <p>小型の太陽光を設置して、そしてLEDを設置することによってですね、このLEDというのは蛍光灯みたいに紫外線を発生しませんので、虫の集まりにくいとか、虫があまり寄って来ないとか、水銀灯は使わないので環境にやさしいとか、いろいろ電気料金も少なくて済む、このような多くの利点が言われているわけなんです。</p> <p>そういったことで、今ついてない箇所について、要望があるところ、そういう考え方もできるんじゃないかなというふうに、私は思ったわけです。</p> <p>保護者のそういった要望に応じて、安心・安全、子どもたちを守っていくために、そういう方法で可能じゃないかなというふうに考えたわけですが。</p> <p>この点、課長、一言ご見解をお尋ねしたいと思います。</p> |
| 議 長 | 環境防災課長 |
| 環境防災課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>まず、その現場につきましては、すぐに現場確認のほうをしていきたいと思っております。</p> <p>それから、今後の設置ですけれども、これはもう予算の状況で、要望書が上がってきた時点で、一応設置等を行っていくのかという判断をしていくようになると思うんですけれども。</p> <p>その中で、LED化ということで、一応その部分にソーラーを付けて、ちっちゃいやつが付いているのがあると思うんですけれども、その設置費用がどのくらいかのか、そういったものも含めて、中長期的に全体で見て、長い長期的な総合的な計画を立てていく上でやっていったほうがいいのか、それともその部分1カ所、とりあえず実験的にどれくらいかかるのか、やるのかということも含めてですね、早急に検討していきたいと思います。以上です。</p> |
| 議 長 | 梅田議員 |
| 梅田議員 | <p>とにかくしっかり研究、そして検討していただきたいと思います。</p> <p>それでは、次の質問に移らせていただきます。</p> <p>子育て支援について、子ども子育て支援関連3法を受けて、質問をさせていただきます。</p> <p>まず、地方版子ども子育て会議の設置について、でございます。</p> <p>社会保障と税の一体改革の重要なポイント、これが子ども子育て3法であると思っております。</p> <p>主なポイントは、認定子ども園制度の拡充、また、認定子ども園、幼稚園、保育所を通じた共通給付、いわゆる施設型給付、それと小規模保育等地域型保育給付の創設、3番目が地域の子ども子育て支援の充実でございます、この新制度が本格的に動き出すのは、27年度以降と言われておりますが、消費税率8%引き上げにあたる平成26年度から本格施行までの1年間、保育の需要の増大等に対応するため、新制度の一部を先取りした保育緊急確保事業が行われることになっております。</p> <p>本町においても国の動向を見極めつつ、できる限り円滑かつ速やかにこの新制度を導入できるように、まずは万全の準備をしていく必要があるということをおもっております。</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>ます。</p> <p>そういったことで、地方版子ども子育て会議の設置について、お伺いしたいと思っております。</p> <p>国において、平成25年4月に、この子ども子育て会議、設置されることとなっております。会議の構成メンバーはあらゆる有識者とか地方公共団体、それぞれに従事なさっている子どもたちの事業にかかわっている、そういう方たちがですね、しっかりニーズが反映できるようにということで、構成メンバーとなっております。なんですが。</p> <p>この各市町村においての地方版子ども子育て会議を設置することは、あくまでも努力義務ということになっておりますが、しかしながら、本町において、子どもの家庭のニーズ、子育て家庭のニーズをしっかり把握して施策を行うこと、これはきわめて大事ことであると考えます。</p> <p>筑前町におきましては、これまで他の自治体と比較いたしましても、本当に町長のリーダーシップの下に、決して他と引けを取らない子育て支援サービスを実施されているということ、私は常日頃評価しているところでございます。</p> <p>今後の自治体の取り組む姿勢、内容、これによってですね、これは、他の自治体と比べて引けを、ぜひ取らないようにしてほしいわけなんです。</p> <p>それで、サービスが他の自治体と格差が生じないように、本当にしてほしいと思っております。</p> <p>やっぱりこれまで同様、筑前町は子育て支援を本当にこれだけ一生懸命取り組んでやっているんだということですね、発信してほしいと思っております。</p> <p>そういったことで、子育て家庭のニーズを一層反映できるような、地方版子ども子育て会議の設置、ぜひわが町、たいへん重要であると考えておりますので、この設置について、どのようなご見解をお持ちなのか、お尋ねいたします。</p> |
| 議長 | こども課長 |
| こども課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>子ども子育て支援法に基づきます地方版子ども子育て会議に関する規定の施行は、平成25年4月1日からとなっております。現状におきます事務的な考え方としまして、私のほうから回答させていただきます。</p> <p>子ども子育て支援法に基づき設置する地方版の子ども子育て会議は、条例により定めるところによると、そういうふうに規定がなされております。</p> <p>そういうことでございますので、設置の際は、議会にまずお諮りをいたしまして、審議をしていただくこととなりますけれども、子ども子育て会議、議員がおっしゃいましたように、子育て支援事業の当事者の意見を反映する、あるいは事業の内容を審議していただく、また、計画を策定すれば、その後実行、そして評価まで、いわゆるPCDAサイクルに一貫して関与していただく必要があると、そういうふうな認識を持っておりますので、現在設置する方針で進めたいというふうに考えております。以上でございます。</p> |
| 議長 | 梅田議員 |
| 梅田議員 | <p>ぜひ、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>現場の声を反映いたしました的確なニーズを把握すること、このためには会議の構成メンバーというのは、たいへん重要であると考えております。</p> <p>それなりの知識を持ったすばらしい人たちがメンバーに入ってきて来られると思いますが、しかしながら、現実には子育てにかかわっている保護者の方とかですね、そういう当事者の方が入ることはたいへん重要であると思っておりますので、ぜひそういう子育ての当事者、保護者の方も、これはお母様でもお父様でも、そういった方々もぜひ会議</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>のメンバーになっていただきたいと思いますので、その点くれぐれもよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>会議設置までの流れと言いますか、工程表というのは、もうイメージ的に出来上がっているのでしょうか、お尋ねします。</p> |
| 議 長 | こども課長 |
| こども課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>先ほど申されました国の子ども子育て会議のメンバーは、子どもの保護者とかあるいは事業主を代表する者とか、子ども子育て支援に関する施設の関係者等、法律上6項目定められております。</p> <p>本町についてもこの会議を設置するにあたり、こういう国の構成を参考に、バランスよく関係者を集めて構成したいというふうに考えておりますが、この本来の目的がですね、まずニーズ調査に基づいて、どういう支援計画を策定すればよいかと、そういうものを審議していただくこととなります。</p> <p>ニーズ調査につきましては、現在、国から得ている情報では、夏ごろにたたき台を示すことができると。ということになりますと、実際、子ども子育て会議のメンバーを構成させていただいて動き出すのは秋以降になるのではないかと、そういう想定をしておりますので、これから先ですね、他の自治体の委員構成等も十分調査させていただきまして、適切なメンバーで構成をさせていただきたいと、そういうふうに考えております。以上です。</p> |
| 議 長 | 梅田議員 |
| 梅田議員 | <p>事業計画の検討、また実施体制についてということでございますが。</p> <p>今、課長から言われましたように、やはりこれまでも次世代育成支援計画等の策定にあたっては、ニーズ調査をしっかりと、アンケート等を通じてしてくださっていたと思いますので、この取り組みもそのような形でなるのかなというふうには考えます。</p> <p>やはりこれは各関係課との連携というのともたいへん重要になってくると思います。一元的にそういったニーズを取りまとめて、どういうふうな体制でやっていくのかということも求められるんじゃないかなと思いますので、今後その点もしっかりと取り組んでいただきたいと思います。この点は説明は求めません。あえて。</p> <p>新たな制度への移行に向けて、また、利用者に対してですね、情報を丁寧に提供する。利用者がまた気軽に相談できる体制整備ということも、今後求められて来ると思います。</p> <p>そういったことで、子育て支援センターとか子ども課の窓口とか、機能強化も求められると思います。</p> <p>そういったことで、課長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。</p> |
| 議 長 | こども課長 |
| こども課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>この新しい子育て支援計画につきましては、まず、町の計画は26年度の9月末ごろまでに策定するようにと、そういうふうな国の指導ではございませんけれども、強い要請がっております。</p> <p>と申しますのは、9月末ごろまでに計画を策定しなければ、その秋以降ですね、26年の秋以降については、住民の方との利用調整、そういう段階に入らなければならないと。その利用調整の段階に入るためには、遅くとも9月議会で関係する条例等を制定あるいは改正してもらいたいと、そういう前準備がなければ、27年の4月から新しい子育て支援制度はスタートすることができないと。</p> <p>そういうことでですね、かなり27年4月施行に目指しては、タイトなスケジュールになると、そういうことで、国のほうは市町村になるべく急いで計画策定なり体制</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>を整えるというような要望がまいております。</p> <p>そういうことでございますので、国の子ども子育て会議の指針等を横にらみしながら、それぞれ必要となる策定分野あるいは計画の実行に向けた体制整備、そういうものは時期を失しないようにですね、分野ごとにスケジュールを立てて進めたいというふうに考えております。以上でございます。</p> |
| 議 長 | 梅田議員 |
| 梅田議員 | <p>新たな制度に向けてのいろいろご苦労も出てくると思いますが、しっかりとした対応をお願いしたいと思います。</p> <p>筑前町が子どもを産み育てやすい町として、ますます総合的に環境整備が、ハード面、ソフト面含めて図られることを期待いたします。</p> <p>若い方々が定住のためにもですね、町長は今後とも全力を挙げて子育て支援に取り組んでいただきますことを切に希望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。</p> |
| 議 長 | これにて、10番 梅田美代子議員の一般質問を終了します。 |
| 休 憩 | |
| 議 長 | <p>ここで、休憩します。</p> <p>午後1時より再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">(11:49)</p> |
| 再 開 | |
| 議 長 | <p>休憩前に引き続き、一般質問を行います。</p> <p style="text-align: right;">(13:00)</p> |
| 議 長 | 13番 河内直子議員 |
| 河内議員 | <p>質問に入ります前に、一言申し述べさせていただきます。</p> <p>今日3月11日は、あの未曾有の東日本大震災から丸2年、犠牲になられた1万5千人を超える方々の三回忌がめぐってまいりました。心からのご冥福をお祈り申し上げますとともに、今なお避難生活を余儀なくされている31万人以上もの方々が、1日も早く元の生活に戻れますよう、被災者の方々の心に寄り添った復興支援を、心から願うものです。</p> <p>それでは、通告書にしたがい質問に入らせていただきます。</p> <p>3点について、お尋ねをいたします。</p> <p>子どもたちの安全・安心を守る取り組みについて、安心・安全の暮らしを守る取り組みについて、まちづくりの発展についての3点です。</p> <p>まず、子どもたちの安全・安心を守る取り組みについて、2点ほどお尋ねをします。</p> <p>昨年来、登校中の子どもたちの列に車が突っ込み、かけがえのない子どもたちの尊い命が奪われるという悲惨な事故が後を絶ちません。</p> <p>そのような状況のもとで、町では昨年度、教育課、環境防災課、朝倉警察署、朝倉県土整備事務所、スクールガードリーダーとの合同点検を4日間にかけて行い、9月1日付で、平成24年度通学路危険箇所巡回調査結果をまとめています。これが、その調査結果です。</p> <p>報告された危険箇所は100カ所もあったということです。これは、子どもたちがあらゆる場所で危険にさらされていると言っても、決して過言ではありません。</p> <p>調査結果が出て早6カ月が過ぎています。</p> <p>そこでお尋ねしますが、この調査結果の中で、各区の区長さんへ文書での申請依頼が12カ所ほどありましたが、すべて申請はされているのか、また、4月からは区長交代で新しい区長さんに代わる地区もあるのではないのでしょうか。</p> <p>未申請の地区には再度申請依頼をすべきではと考えますが、見解をお尋ねします。</p> |

| | |
|------|---|
| 議 長 | 教育課長 |
| 教育課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>区長を通じたですね、町、環境防災課あるいは建設課の窓口申請がなされておりますのは3件ということでございます。</p> <p>各地方分会から上げられました危険箇所の改善につきまして、区長から関係課に申請していただくようですね、報告書には上げておまして、ただ、そのお願いをする場合には、予め区長が当該区民の意見を聞きながら、賛同を得る必要があると。</p> <p>具体的には、その改善が返って、改善と言うか、例えば横断歩道をつくるのが危険性を伴うとか道路の渋滞を招くとか、そういったところもございまして、関係区民の方の意見を聞き、賛同を得る必要があるということでございます。</p> <p>まだそういった形で、3件しか申請が上がってないということで、未申請の地区があるということにつきましては、住民の意見を踏まえた上での各区長の判断があったと、そのように推察をしているところでございます。</p> <p>それから、区長交代の件でございますけれども、この危険箇所につきましては、当然、継続して改善を図っていくための要望をしていくわけでございますけれども、新年度になりましたら、また、地区の地方分会の役員等も交代することから、また、地区で安全点検を実施して、今年上がった部分と併せてですね、改善できたところは外し、まだ未改善のところにつきましてはまた上がってくると思いますので、それを基に整理をしまして、新しい区長さんにまた繋げていきたいと、そのように考えております。以上でございます。</p> |
| 議 長 | 河内議員 |
| 河内議員 | <p>子ども会に対しては、区長さんへの相談呼びかけの上、区長さんからの申請が16カ所、通学路の変更検討依頼が7カ所、集合場所の変更検討依頼が1カ所ありましたが、子ども会に対し確認はされたのか。</p> <p>もう4月からは、来月です。来月4月からは新学期が始まります。通学路の届け出はもう学校に提出されているのではないのでしょうか。子どもたちを少しでも危険から遠ざけるためにも、確認の必要があると考えますが、見解をお尋ねします。</p> |
| 議 長 | 教育課長 |
| 教育課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>通学路等の変更検討につきましては、通学路危険箇所巡回調査結果により、各学校を通じまして該当の地方分会に依頼をいたしております。</p> <p>該当の地方分会において、対応策を検討していただいておりますが、変更のところにつきましては、現時点での通学路等の変更は考えていないということで、検討結果を、学校を通じて報告を受けております。</p> <p>今後も保護者や地域による現場指導や見守り活動、さらには危険なことがいつ発生するか分からないこと、危険な場所には近づかないことなど、児童・生徒自身の危機対応能力の育成にも取り組んでまいりたいと、そのように考えております。以上です。</p> |
| 議 長 | 河内議員 |
| 河内議員 | <p>この調査結果の中で、3ページ下段と6ページ下段に、新町大塚区の危険箇所として、全く同じもの、一字一句違わない表記がありますが、これは重複掲載ではないでしょうか。</p> <p>この分も危険箇所に各々カウントされたのでしょうか、お尋ねをいたします。</p> |
| 議 長 | 教育課長 |
| 教育課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>議員ご指摘の重複掲載箇所につきましては、大塚のほうにつきましては、速度抑制のための路面標示の設置要望、新町のほうからは横断歩道の設置要望ということで、2</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>つの地方分会から報告がなされております。</p> <p>危険箇所としては同一の箇所でございますけれども、それぞれの地方分会から報告されている要望が違うことから、別々にカウントいたしております。以上です。</p> |
| 議長 | 河内議員 |
| 河内議員 | <p>では、なぜ3ページと7ページ、一字一句違わない。</p> <p>町営住宅前の道路を横断している。横断歩道の設置が難しいのであれば、スクールゾーンの文字を路面表示してもらいたい。</p> <p>こちらも町営住宅前の道路を横断している。横断歩道の設置が難しいのであれば、スクールゾーンの文字を路面標示してもらいたい。</p> <p>まるっきり同じものではないのでしょうか。再度お尋ねします。</p> |
| 議長 | 教育課長 |
| 教育課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>議員ご指摘のように、この掲載につきましては、そういう掲載をしておりますけれども、中身につきましては、先ほど回答したような内容でございます。以上です。</p> |
| 議長 | 河内議員 |
| 河内議員 | <p>今度書くときは、きちんと中身も変えて書いていただきたいと思います。</p> <p>100カ所もあるという危険箇所、きちんとした対策が取られたところは、41ページのわずかに10カ所あまりです。</p> <p>関係各課、環境防災課、建設課、農林商工課、下水道課、朝倉警察署、県土整備事務所等で、すでに検討中が18カ所、22カ所が対応済みとなっています。</p> <p>この中には対策が取られた10カ所のうち5カ所が含まれていますので、合計45カ所になるかと思います。</p> <p>1年間、あるいは継続しての取り組みで、約半分の危険箇所への対応ができたことは、関係者の努力のたまものであると思います。残り半分についても、子どもたちの安心・安全を守る上で欠かせない取り組みです。子どもたちが安心・安全で通行できるということは、高齢者の方々、ひいては町民の皆さんも安心・安全に通行できるということです。</p> <p>筑前町から危険箇所を少しでも減らせるよう関係者のさらなる努力をお願いし、次の質問に移ります。</p> <p>次に、子どものいじめ克服への取り組みは、という要旨でお尋ねいたします。</p> <p>今、各地でいじめ自殺が報じられるなど、子どものいじめ問題は社会的にも大きな問題となっています。いじめは世界各国にあり、ある意味では、いつの世にもあるものと言えます。</p> <p>問題は、今日のいじめは、かつてのいじめと様相が異なっていることです。相手を死ぬまで追い詰める暴力性、人権侵害性が強まり、相手が苦しむことを見て楽しむ病理性も一部に生まれています。いささかも甘く見ることはできないと言えるのではないのでしょうか。</p> <p>公然と言われることは減りましたが、「いじめられている子どもにも弱点がある」という意見が、子どもたちを含めて根強くありますが、いじめは暴力であり、人権侵害であるという観点から、これは克服していく必要があると思います。</p> <p>弱点がない人間は、この世の中には1人もいません。そして、どんな弱点を持っていても、それはいじめの理由にならないし、また、してはならないことです。</p> <p>それがすべての人間が、個人の尊厳と基本的人権を持っていることの意味だと思えます。</p> <p>子どもは心が穏やかであれば、人をいじめようとは思いません。人をいじめたくなるほどのストレスや鬱屈がたまるといじめを始めます。</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>いじめが過去と比べ深刻化、日常化しているということは、過去と比べものにならないほどの強いストレスが子どもたちを襲っているということではないでしょうか。</p> <p>個々の家庭の問題に還元できない、教育と社会の構造的な問題として考える必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>教育では競争と管理の強まりがあります。競争の面を見れば、受験の低年齢化も進み、塾通い、習い事や通信教育等が増える。子どもたちは忙しく遊ぶ時間が奪われました。</p> <p>遊びは子どもの成長に欠かせない、他では代わりの利かない絶妙の役割を持っています。子どもたちは毎日毎日遊ぶことで心を開放するとともに、トラブルを解決したり、年少者をいたわるなど、共感的な人間関係を結ぶ術を学びます。</p> <p>こうした時間を奪われれば、子どもの中にイライラや不安感が生まれざるを得ないのではないのでしょうか。</p> <p>スピード詰め込み授業は、落ちこぼされた子どもにとって、馬鹿にされ差別されるための時間ではないのでしょうか。</p> <p>管理教育はどうでしょう。子どもたちのストレスの発散である様々な問題行動に対し、国は、ゼロトレランス（許容度ゼロ）、規範意識の徹底を掲げて、上から抑え込む姿勢を強めました。</p> <p>しかし、子どもが悪さをするのは、何かしらの悩みや事情があるからです。それを聞き取られず、否定される経験は、子どもに強い憎悪を植え付けることとなります。これがいじめの温床となることは明らかではないのでしょうか。</p> <p>社会に目を移せば、リストラや派遣労働、社会保障の削減など、弱肉強食の政治が横行し、大人社会はずいぶんぎすぎすしたものになりました。</p> <p>テレビでは、タレントをいじめて困るところを見て、笑うような番組が増えています。社会全体が攻撃的でいじめめ的なっているのではないのでしょうか。</p> <p>教育と社会によって、子どものストレスがマグマのようにあふれ出ていることが、子どもの世界にあるいじめを、相手を死ぬまで追い詰めるようないじめにまでエスカレートさせているのではと考えますが、見解をお尋ねいたします。</p> |
| 議 長 | 教育課長 |
| 教育課長 | <p>私のほうから答弁させていただきます。</p> <p>議員仰せのとおり、過剰消費社会や情報化社会へと、子どもを取り巻く社会が急激に変わっております。</p> <p>それらの社会においては、大人も子どもも慢性的な欲求不満になったり、社会規範に対する不信感が高まったりして、ますますストレスがたまることに繋がったりしています。物があふれる社会、子ども同士が情報を直接やり取りする時代ともなっています。</p> <p>このような時代背景の中で、子どもたちの社会性の欠如やいじめなどの問題もあり、急変する社会への対応の仕方、社会性を育む取り組みが必要であると、そのように考えるところでございます。以上です。</p> |
| 議 長 | 河内議員 |
| 河内議員 | <p>いじめの放置や中途半端な対応、隠ぺいは、子どもの命への態度の問題です。いじめは大人には分からないように進みます。被害者が訴えない場合も少なくありません。</p> <p>先生や親の耳に達したときは相当深刻な段階で、機敏に動かなければ取り返しのつかない可能性があるときと言えます。そのときに、あれこれ理由をつけて動かないのは、教育者の根本が問われることです。</p> <p>学校には大事なことが多々ありますが、子どもの命ほど大事なものは無いはずで</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>す。そのことが腹に座っているかどうか、子どもの命を救えるかどうかに関わっています。</p> <p>以前は、いじめが分かったとき、授業をつぶして対応することは当たり前でしたが、授業時数の確保が指導されている今日、とてもできないというのが先生たちの率直な声ではないでしょうか。</p> <p>長年の競争と管理の教育体制の下で、授業時間数を確保したり、テストの点を上げたり、部活で優勝したり、そういう国や教育委員会に評価されることが絶対の価値として肥大化し、教育の原点にある子どもの命への軽視が日本の教育をむしろんでいると言えるのではないのでしょうか。見解をお尋ねいたします。</p> |
| 議長 | 教育課長 |
| 教育課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>教師が日頃から積極的に子どもたちとコミュニケーションを取り、彼らの悩みや不安を把握するよう努めることは当然なことではありますが、しかし、そこにはおのずと限界もございます。</p> <p>学校評価や教職員の人事評価は教育水準の向上に資するものであり、教育をむしろむとは思いませんけれど、教師の多忙感に多少なりとの影響もあって、子どもたちとゆっくり対応できない現状が生じていることも事実としてあります。</p> <p>教師が子どもたちとかわるゆりの必要性が、現場の声として多くありますが、教師の多忙な状況を改善する課題は、一地方自治体でできるものではなく、国レベルでの取り組みと、そのように考えております。</p> |
| 議長 | 河内議員 |
| 河内議員 | <p>今、加害者を厳罰にという意見が出ていますが、これは、被害者への同情が加害者への攻撃に転化してしまったものです。</p> <p>しかし、厳罰主義はいじめを陰湿にし、いじめ問題の解決を暗礁に乗り上げさせるようなものです。</p> <p>いじめの解決は、加害者の子どもがいじめをやめること、自らの罪に向き合い、相手の痛みを共感できるようになり、心からの謝罪を通して、人間として更生することで一つの区切りとなります。</p> <p>問題は、その反省と人間的な更生がどうしたらできるかです。いじめが悪いことはいじめる子どもも知っています。それでもいじめてしまうほどの苛立ちを抱えているわけです。</p> <p>その苛立ちに寄り沿って、苛立ちそのものの解決に着手してこそ、いじめる子どもは被害者の痛みを共感することができ、いじめをやめる方向に進むのではないのでしょうか。</p> <p>それを厳罰で臨めば、加害者のねじれた心をさらに歪め、いじめはより陰湿になると思います。</p> <p>そして、そんな状態で子どもを社会に出すことは、その子どもにも社会にとっても最悪の選択と言えるのではないのでしょうか。</p> <p>いじめを解決するのは厳罰ではなく、愛情と考えますが、見解をお尋ねします。</p> |
| 議長 | 教育課長 |
| 教育課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>いじめの加害生徒に対する厳罰の1つとして、高校とかですね、そういったところになってきますと、退学、停学、そういったものがありますが、小中学校は義務教育のために、そういった制度はございません。</p> <p>しかし、学校管理規則につきましては、性行不良による出席停止という制度がございます。これは、他の児童・生徒に傷害、心身の苦痛、財産上の損失を与える行為、</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>職員に傷害または心身の苦痛を与える行為、施設または設備を損壊する行為、授業、その他の教育活動の実施を妨げる行為、この4つの行為があると認められる児童・生徒については、教育委員会が保護者に対して出席停止を命じることができます。</p> <p>ただ、この制度は、出席停止を命じる児童・生徒本人に対する懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童・生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものです。</p> <p>このことから、出席停止の期間における学校に対する支援、その他の教育上必要な措置を講ずることとされており、学校は教育委員会の指示や指導を受けながら、当該児童・生徒へ対する指導体制を整備し、学校の支援など教育上必要な措置を講じるとともに、学校や学級へ円滑に復帰することができるよう、指導や援助に努めなければならないとされております。</p> <p>また、出席停止期間終了後においても、保護者や関係機関との連携を強めながら、当該児童・生徒に対する指導を継続する必要があります。</p> <p>そのため、このいじめの加害生徒等に対する対応につきましては、議員言われますように、厳罰によって解決するものではないと、そのように考えております。</p> <p>学校ぐるみで、議員言われますように、愛情が必要というふうに考えております。以上です。</p> |
| 議 長 | 河内議員 |
| 河内議員 | <p>滋賀県大津市では、いじめられている子どもに相談を課す条例案が問題になっていますが、今後町としていじめ防止条例を検討する考えはあるのか、お尋ねいたします。</p> |
| 議 長 | 教育課長 |
| 教育課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>いじめ防止条例につきましては、大津市の他横浜市にも条例制定の動きがあるようでございます。</p> <p>町としましては、平成18年10月の三輪中事案を受け、平成19年2月に、町長部局に、筑前町こども未来会議を立ち上げ、同年9月には筑前町こども未来会議の行動指針を策定し、こども未来センターの設立や子どもの権利条例の制定を行い、0歳から18歳までの子どもたちの健やかな成長の推進に取り組んでまいりました。</p> <p>教育委員会としましては、各小中学校、町内図書館、こども未来館に子ども相談ポストの設置を、校内いじめ、不登校等問題対策委員会の設置、各学校へスクールカウンセラーを設置、中学校へ心の相談員を配置、スクールソーシャルワーカーを配置、命の授業、思いやりの日、全校集会の開催、町いじめ、不登校等問題対策委員会の充実など、いじめ問題には真剣にしっかりと取り組んできたところでございます。</p> <p>これまでのこのような取り組みを行ってきたことと、現在国において、いじめの防止や早期解決を目的とした法案作成が、自民、民主両党で進められていて、今年の上旬にも今国会に提出される見込みとの情報もあり、今後国、県の情報、あるいは他市町村等の状況等も見ながら、推移を見守っていきたいと、そのように考えております。以上です。</p> |
| 議 長 | 河内議員 |
| 河内議員 | <p>多くの保護者、子ども、教職員、住民の皆さんは、いじめの問題に心を痛めています。子どもたちが生き生きと学び、遊び、成長できる筑前町へ、子どもを育てるためにあるはずの学校で、いじめられて命を絶つことをなくすため力を尽くしていきたいと思えます。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>次に、安心・安全の暮らしを守る取り組みについて、2点お尋ねいたします</p> |

まず、初めに生活保護基準引き下げに伴う影響をなくすための取り組みはということで、お尋ねをいたします。

今、生活保護基準を見直しめぐる情勢は急を告げています。2012年8月に、社会保障と税一体改革法が成立し、それと併せて社会保障制度改革推進法が成立しました。

その附則の中で生活保護制度の見直しが掲げられ、その内容として、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化が明記されています。

また、2012年12月の総選挙の結果、社会保障切り捨てを次々と推し進めてきた自民、公明政権が復活する結果となりました。

12月25日の自公連立政権合意では、生活保護については、不正受給対策を徹底するとともに、自立就労施策と併せて、その適正化に向けた見直しを行うなどを掲げており、今後見直しの流れが一層強まることが危惧されます。

また、総選挙の政権公約で自民党は、生活保護水準について、次のように述べていました。

生活保護水準については、勤労者の所得水準、物価、年金とのバランスを踏まえ、生活保護の給付水準を10%引き下げます。

ジェネリック薬の使用義務化やレセプトの電子化によるチェック機能の強化等により、医療費扶助の抑制、適正化を推進しますと。

生活保護基準を引き下げる根拠は、生活保護基準が一般低所得者世帯の消費支出よりも高いからというものです。

本当にそうでしょうか。

2009年社会保障生計調査、総務省の2009年全国消費実態調査を参考に、単身世帯で見た生活保護受給世帯と一般低所得世帯の消費支出を比較してみますと、一般低所得の109,205円のほうが、生活保護世帯の108,339円よりもわずかですが900円高くなっています。が、重要なことは、住宅費は生活保護制度では、住宅扶助として支給されます。また、保健医療費についても、医薬品と保健医療サービスは、医療扶助として現物給付されます。

したがって、住宅費と医療扶助相当分を引いた生活扶助相当額で比較しないと、適正とは言えないのではないのでしょうか。

引き直してみますと、一般低所得世帯が87,410円、生活保護世帯は73,351円と14,059円も低い額となっています。

これをさらに引き下げることは、生きていくだけでも精一杯の生活となり、憲法25条で保障されている健康で文化的な生活と言えるものではありません。

しかも生活保護基準を引き下げた場合には、その影響は計り知れないものがあります。

生活保護基準はナショナルミニマム、国民最低生活保障の要としての役割を果たしています。住民税の非課税限度額は生活保護基準を勘案して定めています。生活保護基準の切り下げにより、非課税基準が連動して引き下げられます。

国民健康保険税の免除は、市町村民税、非課税世帯を参考に設定されています。医療保険制度の高額医療費等の所得区分では、非課税世帯が上限35,400円に対し、課税世帯では上限80,100円に、総医療費から267,000円を引いた額の1%が加算されます。

介護サービス負担額は、非課税世帯が上限24,600円に対し、課税世帯では上限37,200円になります。障がい者、障がい児の入所サービス料は、非課税世帯が負担なしに対し、上限37,200円になります。

3歳未満児の保育料は、非課税世帯は9千円に対し、課税世帯は国の基準で19,500円、これは税額によって保育料が上がってきます。

| | |
|------|---|
| | <p>他にも最低賃金制や就学援助制度、国民年金や介護保険料の減免制度、生活福祉資金貸付制度、議論されている最低保証年金、公営住宅減免制度などなども生活保護基準が一つの目安となっているのはご承知のとおりです。</p> <p>中でも今回取り上げたいのは、就学援助制度利用者への影響についてです。</p> <p>現在筑前町では、就学援助制度の準要保護の対象者は、生活保護基準の1.2倍となっているようですが、保護基準が引き下げられれば認定基準も引き下げられ、準要保護児童・生徒数も減少することは明らかです。</p> <p>生活実態は何も変わっていないのに、就学援助が利用できなくなる。それは、就学援助を必要としている児童・生徒が減少するのではなく、政策的に削減することであり、就学を困難にする可能性を高めるのではないのでしょうか。</p> <p>保護基準引き下げによって、就学援助を受ける児童・生徒が減少することは、教育の機会均等の権利をなく奪うことはもちろん、親の貧困が子どもの教育に影響を与え、子どもの貧困を生み出し、教育による貧困の連鎖を断ち切る機会を奪うこととなります。それはまた、少子化を推し進める要因ともなりかねません。</p> <p>学校教育法第19条では、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと定めています。</p> <p>2005年以降、三位一体改革により、準要保護に対する国庫補助金が廃止され一般財源化されました。</p> <p>ですから、どういう基準で行うかは、各自治体に委ねられています。直接影響が出てくるのは2年後になるかとは思いますが、少なくとも今の基準を維持できるように必要な手立てを取っていただきたいと思いますが、見解をお尋ねいたします。</p> |
| 議長 | 教育課長 |
| 教育課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>就学援助制度における準要保護の取り扱いでございますけれども、この件に関しましては、十分な情報を持ち合わせておりませんでした。つい最近、今年2月28日付の県教育委員会義務教育課長名の発出文書によりまして、生活扶助基準の見直しに伴い、他の制度に生ずる影響についての対応、方針という通知がございまして、文部科学省は、就学援助制度における学用品費等の支給に関し、生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、25年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者で、引き続き特に困窮していると市町村が認めた世帯については、要保護者としての国庫補助申請を認める取り扱いとし、準要保護者については、国の取り組み、趣旨を理解した上で、各自治体において判断していただくように依頼するというふうにしておりまして、できる限りその影響が及ばないよう対応するというところを、基本的考え方とすることから、町としましても、国に準じて対応していきたいと考えております。以上でございます。</p> |
| 議長 | 河内議員 |
| 河内議員 | <p>現在受けている方に支障がないよう、国に準じて対応していくということですが、教育長、お約束していただけますか。</p> |
| 議長 | 大雄教育長 |
| 教育長 | <p>お答えいたします。</p> <p>国、県からの指導通知等に沿いまして、平成25年度激変緩和措置はですね、財政ともしっかり協議をしながら取ってまいりたいと、そのように考えます。</p> |
| 議長 | 河内議員 |
| 河内議員 | <p>生活保護基準が年金より高いから問題だ、ではなく、生活保護という最低限度の生活基準を上回る年金や賃金であるべきではないでしょうか。</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>国民の最低生活を保障するためには、生活保護受給世帯だけでなく生活保護基準を少しだけ上回るだけで、生活保護の対象にならない、いわばボーダーラインの低所得者層にとっても、税金や保険料の支払い、教育費や医療費の支払いだけで生活保護基準以下になる可能性もあるのではないのでしょうか。</p> <p>生活保護基準の引き下げは、生活保護世帯だけでなく、ボーダーラインにある低所得世帯も政策の対象から消えていくこととなります。それは、国民の生活を脅かすだけでなく、大きな混乱をもたらすことは目に見えていると申し述べ、次の質問に移ります。</p> <p>次に、めくばり館、敬老館の入浴日の変更はできないのか、という要旨について、質問をいたします。</p> <p>高齢者の方々にとって、気の合う仲間と集い、1日あるいは半日ゆっくりお風呂につかって、一緒に食事をしお互いの近況を語り合える場所、それがめくばり館であり敬老館ではないのでしょうか。</p> <p>先ほど午前中の質問で、利用者数についてはありましたが、お風呂のある日とない日の利用者の違いが分かったら教えてください。</p> |
| 議 長 | 福祉課長 |
| 福祉課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>めくばり館、敬老館の1日の利用者数、23年度実績平均で申し上げます。</p> <p>めくばり館は、お風呂がある日が1日59人、風呂のない日が1日33人、敬老館は、風呂のある日が1日61人、風呂のない日が35人、以上でございます。</p> |
| 議 長 | 河内議員 |
| 河内議員 | <p>今、課長の答弁の中でも、やはりお風呂を焚いた日は利用者も多いということです。</p> <p>現在、入浴日は経費を節約するため、1週間おきにどちらか1つの施設で行われていますが、利用されている高齢者の方々からは、毎日お風呂をしてほしい、だめなら1日おきでも、それでもだめなら、せめて週のうち3日間ずつでもいいからしてもらいたいという声が上がっています。</p> <p>高齢者の方々のほんのささやかな願いです。叶えてあげるわけにはいかないのでしょうか、お尋ねをいたします。</p> |
| 議 長 | 福祉課長 |
| 福祉課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>平成20年10月から、燃料費等の高騰によりまして、敬老館とめくばり館のお風呂を1週間交互の利用として変更をいたしました。</p> <p>それから4年半経過しておりまして、利用者の方にとっても定着した交代制になっているのではないかとこのように捉えております。</p> <p>現時点では、議員先ほど申されました意見につきまして、福祉課のほうには直接的な声としては聞こえておりませんが、また、関係団体からも、正式にはそういった意見も、現段階では聞いておりません。</p> <p>そういったことで、現在の1週間交互のお風呂の利用、現時点では今の利用方法での継続ということで考えております。以上です。</p> |
| 議 長 | 河内議員 |
| 河内議員 | <p>1週間お風呂がなくて、わざわざ夜須から遠くのめくばり館まで行くのでしょうか。また、三輪から遠くの敬老館まで行くのでしょうか。その辺をよく考えていただきたいと思えます。</p> <p>せっかくつくった憩いの施設です。利用者の声に耳を傾け、多くの方々に利用していただけるよう工夫を凝らしていただくことをお願いし、最後の質問に移ります。</p> <p>最後に、まちづくりの発展について、町特産品を全国に向け普及するための取り組み</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>みを、ということでお尋ねをいたします。</p> <p>町の特産品を全国に広げることは、まちづくりにとっても筑前町のことを全国に知ってもらいよい機会になるのではないのでしょうか。</p> <p>兵庫県神崎郡福崎町の取り組みを紹介させていただきます。</p> <p>福崎町は、一般的な麺に使用される小麦に比べ、胚分が多く高タンパク、高ミネラルでベーターグルカンという食物繊維を多く含んでいるため、コレステロールを低下させる働きがあるといわれているもち麦の産地として全国的に有名なところです。</p> <p>福崎町長であり株式会社もちむぎ食品センター代表取締役でもある嶋田正義町長は、全国に向け売り上げを拡大するため、支援依頼文書、商品紹介のチラシ、町のイラストマップ、月1回広報に出されているご自分のコラム、散策マップ、もちろん商品注文書等も発送され、8月期決算を何とか黒字にしたいと取り組んでおられます。これが送られました。後で差し上げます。</p> <p>依頼文の一部を紹介したいと思います。</p> <p>私は福崎町長で、株式会社もちむぎ食品センターの社長をしております嶋田正義でございます。今日は、株式会社もちむぎ食品センター経営へのご支援をいただきたく、お手紙を出させていただきました。</p> <p>この会社は平成2年に設立され、24期目を迎えています。私が町長選に出馬する動機は、不明朗な会社会計をしっかりと見てほしいという町民有志の勧めがあったからです。</p> <p>当選して調査した結果、約3億7千万円の不明金が発覚しました。当時は、商工会長と専務が社長と専務をしていましたので、商工会会計を調査しますと、約6億円の不明金が明らかになりました。合せて約10億円の不明金は、一般会計が約65億円の町にとっては大きな負担でありました。</p> <p>この会社の存廃をめぐる検討を行いました。廃止の声が大きい中で、私は、設立の趣旨を尊重して存続の方向を目指しました。そして今日に至っています。</p> <p>商工会については、会員と町が協力しあって再建に努め、今では県下でも活発な商工会として活動を進めています。</p> <p>会社については、金融機関債権の約50%放棄、町の支援、町民の協力、従業員の努力によって、負債は約1億2千万円まで減少しています。</p> <p>ところが、リーマンショックと3.11の大災害が重なって、22期、23期は赤字経営となりました。24期、この8月決算はどうしても黒字にしたいと経営改善を進め、売り上げ拡大に努力しているところです。</p> <p>以上のような状況の中で、ご支援をいただきたくお手紙を出させていただきました。デフレ不況の経営状況が続く中でたいへん失礼なお願いですが、よろしく願い申し上げます。</p> <p>兵庫県神崎郡福崎町長 株式会社もちむぎ食品センター 代表取締役 嶋田正義。 これは、今年の2月に届いた手紙です。</p> <p>また、郵便局には、九州・沖縄ふるさと会というふるさと小包があります。私も時々利用させていただいていますが、この中には毎月ごとの旬の商品、1年を通じたの商品、お米など九州・沖縄の特産品をはじめ、全国の特産品が実にたくさん掲載されています。これを利用しない手はないと思い、ふるさと会に掲載条件等を問い合わせましたところ、いろいろな条件があるようで、利用者からではなく、直接商品を提供する会社からしてほしいということでした。一度問い合わせさせてみてはいかがでしょうか。</p> <p>福崎町の取り組み、ふるさと会利用について、見解をお尋ねいたします。</p> |
| 議長 | 農林商工課長 |
| 農林商工課長 | お答えいたします。 |

| | |
|------|--|
| | <p>本町の特産品としましての筑前クロダマル、木酢につきましては、みなみの里を中心にして21店舗、50の商品の加工品ができております。</p> <p>現在の商品開発は、各事業所の対応により行っておりますが、商工会と連携して商談会に参加をしたり、メディアを活用したPRに取り組んでおります。</p> <p>みなみの里では、贈答用に豆とドレッシングなどの加工品を詰め合わせたクロダマルセットの販売を始めるなど、遠方への発送もいたしております。</p> <p>また、みなみの里のホームページでの通信販売を始め、ネット通路を活用した全国への普及販売も検討していきたいと考えております。</p> <p>提言をいただいております郵便局のふるさと会での商品の取り扱いにつきましては、応募後に供給体制や経営状況などの厳しい審査があるようでございまして、その後パンフレットなどに掲載がされるとのことでございます。</p> <p>経費も年単位で30万円程度の参加料と、販売手数料として販売金額の10数%などの経費がかかるようでございます。</p> <p>今後、提言をいただきましたことも含めまして情報収集を行い、さらなる特産品の売り上げの向上のために努めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。</p> |
| 議長 | 河内議員 |
| 河内議員 | <p>最後に、筑前町のイメージキャラクターちくちゃんの活用について、お尋ねをいたします。</p> <p>熊本県のキャラクターくまモン、皆さんご存じと思いますが、くまモンは2011年のゆるキャラグランプリで1位を獲得し、一躍全国で有名になったキャラクターです。今、くまモンはテレビコマーシャルに出演し、大いに熊本県をアピールしています。</p> <p>また、これはエフコープ、全国に組織されている生活協同組合ですが、そこで配布されているチラシの中で、ランチボックス、ルームシューズとしてグッズ販売されています。今日間に合ったらよかったですね、頼んでいたのに届きませんでした。</p> <p>今、ちくちゃんは、環境防災課の職員のアイデアで、交通安全のストラップが作成され、交通安全週間のときに配布されました。これがそうです。</p> <p>今後筑前町をアピールしていくために、ちくちゃんを大いに活用していくべきと考えますが、見解をお尋ねいたします。</p> |
| 議長 | 総務課長 |
| 総務課長 | <p>私のほうからお答えをしたいと思います。</p> <p>今、議員から言われましたくまモンはですね、全国でも非常に人気が高いわけでございます。県単位のゆるキャラ、ちくちゃんは町単位のゆるキャラということでございまして、テレビ出演の依頼があればですね、これはもう積極的に参加をしたいと思っております。どしどし行きたいと思っておりますけれども、残念ながらオファーがないということでございます。</p> <p>しかしですね、ちくちゃんもあちこち頑張っております、これまでもですね、ハウステンボスで行われましたゆるキャラ大集合、この中にも参加しましたし、その映像はですね、ワイドショー等で紹介されているところでございます。</p> <p>また、先日は筑後地区の観光PRとして、キャナルシティで、ここでもPRをしております。特に近隣であるものについては、どしどし参加をしておる状況でございます。</p> <p>それから、グッズの関係でございますけれども、今、交通安全でですね、私も持って来ておりますけれども、使っておりますが、グッズを販売までは検討しておりませんが、ちくちゃんのキャラクター使用についてはですね、要綱を作っております。</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>すので、すでに何社か使用許可を取ってですね、ちくちゃんマークが入った商品はさせていただきます。</p> <p>そういうことも、今特に、三輪せんべいとかみなみの里にはですね、ちくちゃんマークが入った商品もありますので、そういうことでもまた活用してまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。</p> |
| 議長 | 河内議員 |
| 河内議員 | <p>今後とも様々なアイデアを出し合い、広く全国に筑前町のことを知ってもらう、それがひいてはまちづくりの発展に繋がっていくということを申し述べ、私の一般質問を終わります。</p> |
| 議長 | これにて、13番 河内直子議員の一般質問を終了します。 |
| 休憩 | |
| 議長 | <p>ここで、休憩をいたします。</p> <p>2時5分より再開をいたします。</p> <p style="text-align: right;">(13:54)</p> |
| 再開 | |
| 議長 | <p>休憩前に引き続き、一般質問を行います。</p> <p style="text-align: right;">(14:05)</p> |
| 議長 | 9番 一木哲美議員 |
| 一木議員 | <p>通告に基づきまして、2件の質問をさせていただきます。</p> <p>その前に、この議会におきまして、議員のほうから東日本大震災につきましてのお見舞いの言葉がございますけれども、私のほうからもお見舞いの言葉を述べさせていただきます。</p> <p>今日でちょうど震災が発生いたしまして2年ということでございます。未だ31万5千人の避難生活をされてある方たちは、たいへん寒さ厳しい雪の中で非常に不便な生活をなされてあるということでございます。心が痛むわけでございます。</p> <p>また、被災地の住民の方々の他の地域への人口流出も非常に深刻である。また、若い方も含めて、その被災地域には住みたくないといった言葉もあるということを知りたくてでございます。非常に胸が痛くなる次第でございます。</p> <p>インフラ整備も進んでいき、復旧、復興を1日も早く望むわけでございますけれども、心の部分、生活の部分、1日も早く前の生活へ向かって戻っていけるようにということを、私も願うものでございます。</p> <p>それでは、質問に入らせていただきます。</p> <p>まず、最初の質問でございます。</p> <p>土砂災害防止法について、ということで質問をさせていただきます。</p> <p>この質問につきましては、特に本町においては、梅雨時期の集中豪雨、ゲリラ豪雨等での雨災害ということが、深刻な災害発生をする一つの心配なことであるというふうに考えますし、そういったことに繋がることであるということもですね、思いを深めて質問をさせていただくところでございます。</p> <p>近年梅雨時期の集中豪雨による被害は、本町においても規模や損害が大きくなる一方でございます。特に中山間地域を抱え、道路、山林、水田、河川などの被害の補修に毎年かなり労力と費用を要しております。</p> <p>このことは、地域住民にとっても不安や心配と同時に被害を受けた個人は自らの費用で修理等を行い、たいへん厳しい環境の下で自然災害と向き合っております。</p> <p>さて、土砂災害防止法についてでございますが、全国地すべりがけ崩れ対策協議会の報告資料によれば、土砂災害警戒等指定箇所数が、平成22年3月31日の調査発表で、全国都道府県で178,448カ所と発表されております。</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>本年1月22日コスモスプラザ会場において、福岡県及び本町の環境防災課による土砂災害防止法の内容について、住民説明が開催されておりますが、そのことを踏まえて質問をいたします。</p> <p>最初の質問でございます。</p> <p>土砂災害防止法の概要と背景について、まず説明を簡潔に求めたいと思います。</p> |
| 議長 | 環境防災課長 |
| 環境防災課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>土砂災害防止法の概要及び背景ということでございます。</p> <p>まず、最初に土砂災害防止法の概要につきましては、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域につきまして、危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものでございます。</p> <p>また、背景といたしましては、土砂災害は毎年のように全国各地で発生しております。私たちの暮らしに大きな被害を与えております。</p> <p>また、その一方で、新たな宅地開発が進み、それに伴って土砂災害の発生する恐れのある危険箇所も年々増加し続けているということでございます。</p> <p>このようなすべての危険箇所を、対策工事により安全な状態にしていくには、莫大な時間と、それから費用が必要になってくるのが背景となっております。以上です。</p> |
| 議長 | 一木議員 |
| 一木議員 | <p>ただ今、課長説明の内容でございまして、深刻な全国的なですね、災害の取り組みということで、説明を受けたわけでございますけれども。</p> <p>これから住民説明会を開催をなされましたけれども、この内容について、順を追って質問をさせていただきたいと思います。</p> <p>まず、住民説明会の対象世帯と申しますか、出席者ですね、対象世帯と出席者ということでお尋ねを申し上げたいと思います。</p> |
| 議長 | 環境防災課長 |
| 環境防災課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>まず、最初に昨年の12月3日に県のほうから、当然県指定ですので、県のほうから、俗に言うイエローゾーン、レッドゾーンの航空写真による図面が示されております。</p> <p>それを受けまして、対象区域、何件入るのかを含めまして、すぐに調査に入っております。</p> <p>その結果、対象行政区につきましては18行政区、それから、世帯数につきましては254世帯、対象人員につきましては896人となっております。</p> <p>この対象18行政区につきましては、1件でも対象が含まれていれば、その分も行政区としてカウントした数字でございます。以上です。</p> <p>説明会の出席者数は、住民が33名、それからこちらのほうといたしましては、県の砂防課と、それから県土整備事務所、環境防災課、建設課、都市計画課となっております。以上です。</p> |
| 議長 | 一木議員 |
| 一木議員 | <p>それでは、このゾーンということで、ただ今課長説明で、イエローゾーンとレッドゾーンというふうなことでございますけれども、この辺りについて、少し説明を求めたいと思いますけれども。</p> <p>このイエローゾーンの世帯が254世帯ということで、対象者が896人というふうに、今ご説明をいただいたと思います。</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>このレッドゾーンの方々も含めて、このイエローゾーンには、その範囲に含まれるということになるわけでございますけれども、この出席者がですね、県の主催であるということでございますけれども、住民の方は33名ということと、あとは関係の職員の方々ということでございます。</p> <p>40名ほどの方ということになりますと、職員の方を含めても、対象者、対象世帯ですか、254世帯に対しては、15%ほどの出席率と申しますかね、ということであると。この点が、気になる1点でございます。</p> <p>説明会は、1回のみということみたいでございます。果たして、この対象者世帯の方々にはですね、十分に理解等が伝わったものか気になりますけれども、その点については、どうお考えでございますでしょうか。</p> |
| 議長 | 環境防災課長 |
| 環境防災課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>まず、調査した対象世帯数の前に、このイエローゾーンとレッドゾーンということで、まず、最初に説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>土砂災害警戒区域、こちらのほうが通称イエローゾーンということで、イエローゾーンにつきましては、土砂災害の恐れがある土地の区域ということでございます。</p> <p>それから、土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンにつきましては、イエローゾーンの中で建築物に損壊が生じて住民の生命または身体に著しい危害が生じる恐れがある土地の区域ということで、当然災害が発生したときに、イエローゾーンは、この崩れた土砂の立米数、これを計算してたどり着くところまでがどの辺に入ってくるのか、どこまでなるのかというのが、まずありまして、そのときに、その土砂が崩れたときに、その途中で建築物、そういったものが当然それに、例えば当たるといった場合に、その部分については、当然レッドゾーンというふうになるということでございます。</p> <p>そして、県のほうが指定しておりますけれども、その指定箇所数について、まず、土石流災害と急傾斜地というもので、2種類の対象があるということで、実際は、種類は土石流と急傾斜地と地すべり区域というのがあるんですけども、まず、土石流の土砂災害警戒区域、イエローゾーンですね。これが63カ所で、その内特別警戒区域、レッドゾーンが56カ所あると。</p> <p>それから、急傾斜地における土砂災害警戒区域、こちらのほうが59カ所で、その内特別警戒区域59カ所。つまり急傾斜地については、もうすべてレッドゾーンと重複しているということでございます。</p> <p>したがって、合計122カ所で、土砂災害警戒区域が122カ所で、特別警戒区域が合計で115カ所ということでございます。</p> <p>それから、先ほど出席33名ということで、少ないようだがと。</p> <p>まず、今、県のほうでは、福岡県内で、そのイエローゾーンとレッドゾーン、エリアをすべてデータが整理された市町村から、順次県内市町村、順番に説明会を1回ずつ行っているという意味での1回ということです。</p> <p>そして、その後、その説明会が終わった後に、当然筑前町のほうは、1カ所でも世帯がかぶっていたら、その行政区の方に対しては、すべての世帯に、まず対象区域がありますよと、その行政区の中には、ということで、全世界に通知をお出ししていると。その中で出席していただいたのが33名だったということでございます。</p> <p>ただ、その後、環境防災課のほうに、イエローゾーン、レッドゾーンの図面は常に準備しておりますので、いつでも通知が届いた世帯については、いつでも来ていただければ、自分がイエローゾーンのどの位置ぐらいに、また、レッドゾーンのどの位置にあるというのは、いつでも確認できるように準備しておるということでございます。以上です。</p> |

| | |
|--------|---|
| 議 長 | 一木議員 |
| 一木議員 | それでは、説明会後にですね、環境防災課のほうへ、出席はできなかったという方がお尋ねになられて、説明等を求められたという方が、今現在おいででしょうか。 |
| 議 長 | 環境防災課長 |
| 環境防災課長 | お答えいたします。 その説明会後に、終わった後に、その説明会に出られた方、各行政区いろいろいらっしやっただすけれども、環境防災課のほうに寄られて中身を聞かれていった方以降については、ほとんどまだ寄られてないということで、今後そういった周知のほうをいろいろ検討しながら、周知方法を考えていきたいと、このように考えております。 |
| 議 長 | 一木議員 |
| 一木議員 | <p>本町におきましては最初に申しましたように、まだ大きな、そのようなですね、懸案するような災害には、至っていることはあまり耳にいたしませんけれども、そういったことも想定をしていかなければいけないのかなということですね、国挙げてということでございます。</p> <p>そういった中で、やはりそういった関係をなされる地域、またはそういった居住をなされる住民の方に対しましては、特別にしっかりとこのことが伝わるようにということではですね、町の住民の方でありますので、県がなされてあるということに限らずですね、町からもひとつその辺りは今後もきちっと届けて、伝えていただきながら、万全な対応、対策、避難、また、今から触れさせてもらいますけれども、対策等を講じていく必要があるんじゃないかな、というふうに考えるところでございます。</p> <p>質問を先に進めさせていただきます。</p> <p>土砂災害法の対象となるのは、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりということで、今、課長のほうから説明を受けました。</p> <p>土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域について、危険の周知、警戒・避難体制の整備、これは、町のほうが取り組まれてあるわけでございます。</p> <p>一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等、こういったのがいわゆるソフト事業ということで、対策を推進しようということでありまして、ハード対策といたしましてが、土石災害防止工事等になるということが申されてあります。</p> <p>これについて触れさせてもらいますけれども、この指針は、国土交通省で作成され、都道府県知事が基礎調査を実施した上で、土砂災害警戒区域の指定を行うものということになっているようでございます。</p> <p>調査結果に基づき、1つ、土砂災害の恐れのある区域等を、先ほど説明のように、イエローゾーンとし、2つ目に、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊を生じ、住民に著しい危害を生じる恐れがある区域をレッドゾーンというふうに申しているようでございます。</p> <p>この特別警戒区域、レッドゾーンでは、特定の開発行為に対する許可制が設けられるということになるようです。</p> <p>また、建築物の構造の規制として、住宅、居室ですね、人が住まれるそういった居室ですね、を有する建築物については、建築確認の制度が適用され、区域内の建築物の建築等に着手をする前に、建築物の構造が土砂災害を防止、軽減するための基準を満たすものとなっているかについて、確認の申請を提出をしていただいた上で、建築主事の確認を受けることは必要になるということですね。</p> <p>この辺りについて、お尋ねをしたいと思いますけれども。</p> <p>具体的に申しますと、レッドゾーン地域の住民、居室を有する住宅の増築、改築、</p> |

| | |
|---------------|---|
| | <p>新築を行う場合、レッドゾーンですね、土石災害防止の適切な法に基づく防護壁、先ほど課長説明のですね。防護壁や外壁などの構造物を設けることが、建築基準法の適用規定となりますよと、ですね、今から。</p> <p>その手続きは、福岡県、県土整備事務所内の建築指導課であると示されております。そこでお尋ねでございます。</p> <p>説明会の出席者ですね、先ほど申されました出席をされた方が33名でございましたか。</p> <p>出席者の方等の意見等があったかと思われま。主に意見でよろしゅうございますけれども、どのような意見が出されたものか、お尋ね申し上げたいと思います。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>環境防災課長</p> |
| <p>環境防災課長</p> | <p>お答えいたします。</p> <p>説明会における出席者の方の意見ということで、中身を整理しましたら大きく3点ほどございました。</p> <p>まず、1点目が、「今回の指定区域以外に気になる箇所があるが、再調査されるのか」ということでした。</p> <p>県砂防課の回答といたしましては、「今回の指定区域については、過去の災害データや現在の地形、こういったものをベースに調査を実施し作成しており、法律では概ね5年くらいで再調査をしていく予定となっておりますということで、指定区域に入っていない気になる箇所については、後で個別に教えていただければ助かります。」ということでした。</p> <p>また、大きな2点目、「イエローゾーンについて、県の砂防対策工事が完了した場合、イエローゾーンは解除になるのか」ということでした。</p> <p>これは、極端な話、今、急傾斜地とかで砂防堰堤とかの工事が行われております。砂防堰堤の工事が完了したら、その対象区域内にあるイエローゾーン、レッドゾーンについては解除になるのかということでございますけれども、こちらのほうは、地形的要因で決定されており、砂防工事が完了しても解除されることはないということで、つまり大きな山があつて、そちらに砂防堰堤ができたとしても、この山がなくなる限りは解除にならないと。逆に言えば砂防堰堤がなくても、この山が全部平坦な土地に変われば、当然解除になるということでございます。</p> <p>それから、もう1つの大きな3点目が、「国民の生命と財産を守るという目的でこの法律が作られているようだが、今後新築、増改築をする場合、補強工事等費用負担が増えることになると思うが、助成措置等はないのか」ということで、この回答といたしましては、「土砂災害防止法は、生命と財産ではなく、生命及び身体を保護するものとなっております、まずは土砂災害の発生する可能性がある危険箇所を知っていただくことを目的とした法律でございます。」という回答であります。</p> <p>したがいまして、この部分につきましては、今現在福岡県内で、県が把握している危険箇所が約13,150カ所ございます。その内対策が完了している箇所が約900カ所、そして、年間対象対策件数、こちらのほうが10数カ所ということで、当然、砂防堰堤等、億というお金がかかりますので、そういう進み具合だということで、国民の、住民の方のまず生命、身体を守ることが最優先だということでできた法律である、という説明でございました。</p> <p>したがいまして、町といたしましては、今後避難勧告や避難指示等を出す場合に、今までこれぐらいの雨では避難勧告が出なかったのに今回は出たとか、避難したのに何も起きなかったじゃないかなどと、いろいろ出てくるかもしれませんが、「何もなくてよかったね」という考え方に意識改革を変えていただくように、意識改革の啓発活動を継続していきたいと、このような一応町としての見解を示したところでございます。以上です。</p> |

| | |
|--------|---|
| 議 長 | 一木議員 |
| 一木議員 | <p>今、課長のほうからですね、説明をいただきましたけれども。</p> <p>2月末までですね、住民説明会を踏まえて、町から県へ対して意見書を提出をということになっているということみたいでございますけれども。</p> <p>今、そのことに触れられたみたいな感じでございますけれども、もう一度伺いたいと思いますけれども。</p> <p>今、生命、身体を守ると、住民の身体と生命を守ることが最大の目的と。もちろんそうでございます。</p> <p>そのためにですね、そういったゾーンを設定をなされて、その中で特別にレッドゾーンということですね、危険が非常に大きいですよということで、こういった災害というのは、2年前の被害日本大震災においてもですね、やはり前もってなかなか分からないと。多分にして梅雨時期の大雨が長く続けばですね、土砂災害等が発生するのではないかとこのふうな、そういった危険は当然ながら高まるわけでございますけれども。</p> <p>しかしながら、昼間とか夜中とか、これはもう時間も分からないわけでございます。そういったことを考えればですね、言葉では身体と生命を守ると。まさしくそうでございますけれども、そのためのやはりできる手立て、措置として、防護壁等をつくることによって、これでも100%抑止できるかどうか分かりませんが、そういったことをされてもらった方がいいですよということでもありますけれども、しかしながら、このゾーンを設定を受けたことによって、建築的な規制がかかるわけですね。</p> <p>当然ながら増改築、新築を今からなされようとする方におかれましては、そういった費用等がですね、お家だけじゃなくて、防護壁等を講じなければいけないという費用がかかって来るわけです。</p> <p>当然ながら、ご本人の家族の身体を守るためでございますからですね、国、県に頼るといことにはいかないかということとは分かりますけれども。</p> <p>そういった新しい法の規制ができることに対してですね、やはり今現在、国においては、そういった災害を予防していこうという取り組みもございましてですね、そういった中で、各こういった関係をなされる方々においても、指定をすることと併せて、何らかですね、やっぱりそういった計画をなされるのであればですね、国も県も、また場合によっては町もですね、少しなりでも協力をしますよということもあって、かつ実行できるんじゃないかなというふうに考えるわけでございます。</p> <p>町のほうの意見ということで、先ほどちょっと触れられたと思いますけれども、そのことを踏まえた上で、見解をいただこうと思っておりますけれども、再度よろしゅうございますでしょうか。</p> |
| 議 長 | 環境防災課長 |
| 環境防災課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>先ほどの一木議員の指摘と、それから説明会の中での意見、こういったものを踏まえまして、県のほうへ意見書のほうを出させていただいております。</p> <p>その意見書、そのまま読ませていただきます。</p> <p>まず、土砂災害警戒区域等の指定についてということで、法の趣旨や今後本町における防災対策の推進や減災の取り組みを強化していく上で、土砂災害警戒区域等の指定について異議はありませんと。</p> <p>これは、今まで筑前町が説明会を受けた市町村とほぼ同じような回答、意見書となっております。</p> <p>ただし、筑前町につきましては、この説明会を受けまして、確かに法律は、生命及び身体を保護することを目的とした区域指定に係る意見書ではございますけれども、</p> |

| | |
|--------|--|
| | 「特別警戒区域内に居室を有する建築物を有する住民が区域外へ移転する場合、または新築や増改築を行う場合、その補強工事にかかる経費については、国ないし県において、その補助制度を確立するよう要望します。」という、この部分を意見書に追加して、回答をしたということでございます。以上です。 |
| 議 長 | 一木議員 |
| 一木議員 | <p>私もこの住民説明会が開催された後になりますけれども、1月31日に環境防災課のほうへ尋ねをさせていただきました。</p> <p>そのときにも住民の方からですね、そういったゾーンの設定等を受けたということに対して、今後これがきちっとですね、こういった建築基準法等が定められた場合には、増改築それから新しく家を新築しようといった場合ですね、新たな負担が出るということですね、たいへんまた今後、この先祖代々いただけたこの土地に、続けて住むことも考え直さなければならないということも含めてですね、負担が増えると。</p> <p>ぜひとも、今、課長の答弁の、町の見解ということですね、移転等または増改築等、新築をされる場合は補助制度の確立をということを求めている声も、私もお聞きしまして、その点を1月31日にお尋ねをさせていただいて、私からもよろしく検討してくださいと申し上げさせていただいたところでございます。</p> <p>ひとつ今後も全国から、そのような意見が上がってきたものをもとに判断をしていただく中に、どうぞひとつそのような方向で、建築基準法とともにですね、住民の方たちにもできる限りの、またひとつ手立てをしていただくということで、お願いを続けてさせていただくということで、お願いを申し上げたいと思います。</p> <p>それから、私がちょっとこの件で分かりにくい点がありますので、お尋ね申し上げたいのは、例えば、土砂崩れがある山のふもとに、私が、家があるといたしまして、山が環境防災課長さんの山であると。レッドゾーンの指定を受けたといった場合に、そういった措置はですね、どのようになるのかなど。いろんなケースが考えられるわけでございます。</p> <p>だから、一概に居住、居宅をされる住宅の方ばかりというわけにもいかないんじゃないかな、ということも考えられるわけでございますけれども、そのような場合の判断はどうなるのか。</p> <p>そういった方はこの説明会にはですね、山の持主の方は、参画等は要請はあっていないんじゃないかなと思いますけれども、その点について、説明を求めたいと思います。</p> |
| 議 長 | 環境防災課長 |
| 環境防災課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>先ほど言われた件につきましては、まず、建築のほうは、まず私有財産ということでございます。当然、今、議員が言われました、裏側の山も私有財産と。</p> <p>ということになりますと、例えば隣地崩壊とか、いろんな事業がございますけれども、基本的には私有地の問題になると。あくまでも防災上、たまたまここに砂防堰堤をつくらないと危険な住宅があるということで、砂防堰堤とかの工事をするときに、たまたまAさんという方、甲さんという方が所有者であったというだけであって、今、この土砂災害防止法というのは、あくまでも今までの災害の過去のデータを蓄積して、そして、それに地形的な様相を加えて、早く避難して、とりあえず人命を守るという法律でございます。</p> <p>したがって、そういった私的所有権の部分については、それぞれ個別の法律がいろいろ絡んでくるし、いろんな事業が絡んできますので、この場ではちょっと即答ができないと。それぞれ個別の対応になると思います。以上です。</p> |
| 議 長 | 一木議員 |
| 一木議員 | いろんなその地域なりですね、状況等の違い等に基づいてですね、法的ないろんな |

判断等が必要であるんじゃないかということでございます。

ちょっと私も、極端なそういった例がですね、どのように判断したらよいものかわかりませんでしたので、尋ねましたけれども、いろんな形がいずれにしてもあるということでございますので、また、今後ですね、本町におきましては、この集中豪雨等の災害等がですね、非常に毎年気になるところでございますので、私どももそういったことに対してはですね、まずは避難ですね、そういったことを周知をいただきながら、避難をしていただきながら、そして人的な被害が少なからずやらないようにということで願うわけでございますけれども。

今後もこの件につきまして、ひとつ町も一緒に取り組みをいただきながら、住民の方たちにもよく周知をいただきながら、人的被害とかなないように、また、新しい建築法の決定につきましては、先ほどご答弁のように、ひとつ国のほうへもよろしく求めていただくようお願い申し上げたいと思います。

それでは、2件目の質問に入らせていただきます。

筑紫野・三輪（山麓）線について、でございます。

議長のほうにご了解をいただきましてですね、筑前町工区側の工事のほうの写真の様子と、それから筑紫野工区側の写真をですね、プリントさせてもらったのを広げさせていただいたところでございます。

全線開通が、私が聞きましたのが、平成15年にはということございました。それから平成20年、24年ということで延びてきているわけでございます。今現在は、27年の春を目指しているということになっております。

24年の春に全線開通ができておったとすれば、私ども議員もですね、その喜びと一緒にですね、みんなでですね、良かったというふうなことになるわけでございますけれども。もうその年は過ぎております。

田頭町長におかれましては、2期目のチャレンジをということで、昨日決意も述べられました。他の来賓の国会議員の先生とか、また県会議員先生から、町長のほうからもですね、この山麓線についてもですね、重要な課題、懸案事項であるということで、推進をしていかなければということで、お言葉もいただいたところでございます。

私どもにつきましては2年先、その後はまだ分かりませんが、田頭町長におかれましてはですね、必ずやこれが遅れないようにですね、ぜひとも27年の春全線開通を目指してですね、ひとつ推進を力強く進めていただきたいというふうに願うわけでございます。

この質問については、確認と進展を願うということで行わせていただきます。

今まで何度も質問をさせていただいておりますけれども、少し絞り込んでさせていただきます。

問題の未改良工区、筑紫野市側400mについて、地権者1名の方との話し合い、合意がまだであるということが大きな課題であります。12月定例議会の一般質問を行ったとき、建設課長のご答弁では、用地買収が終わっている部分については、両サイドより、筑紫野市側、筑紫野工区ですね、80mを年明け、25年の1月に発注し、筑前町側、筑前町工区200mを年内、24年12月末に発注し、工事着手すると申されたわけでございます。

本来は未改良工区の用地取得がすべて600mできた段階で、同時に工事着手するという事をお聞きしておったわけでございますけれども、昨年課長が説明されたとおりですね、両サイドということで、この未改良工区である両サイドの工事の現状及び工事の完成日、工事の完成日ですね、写真をちょっと撮っておりますけれども、進捗を説明を求めたいと思います。

どの程度ですね、この計画が計画されてあるものか、この工期のうちにですね。この辺りもちょっと分かりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

| | |
|------|--|
| 議長 | <p>答弁前にですね、間もなく3月11日2時46分になります。東日本大震災の犠牲者に対して黙とうを捧げたいと思います。サイレンの合図でもって黙とうをお願いします。傍聴者の皆様もよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、ご起立願います。</p> <p>黙とう。</p> <p>(出席者全員 黙とう)</p> |
| 議長 | <p>黙とうを終わります。ありがとうございました。</p> <p>(全員着席)</p> |
| 議長 | <p>会議を再開いたします。</p> <p>建設課長</p> |
| 建設課長 | <p>事務的な内容でございますので、私よりお答えいたします。</p> <p>去る1月5日、朝倉県土整備事務所長が本町に来られました折に、県へ確認した内容によりますと、現在計画道路の用地買収関係者も最後の1名となり、任意の用地交渉協議中とのこととなります。</p> <p>その後、未改良区間であります用地買収が終わっている部分、朝倉県土整備事務所管内の筑前町内最後の区間であります208mの区間について、工事が発注され、町内業者が落札し、請負契約にて着工しており、文化財発掘もなく、工期は予算繰り越しをして、7月頃までで、今回道路の下層路盤までは進めるところでございます。</p> <p>また、筑紫野市側約70mについても、同様に工事着手をしているところであります。以上です。</p> |
| 議長 | <p>一木議員</p> |
| 一木議員 | <p>私もこれまでですね、現地はやはり、非常に早く推進をということで、昨日、現地のほう写真を撮らせてもらいました。</p> <p>ちょうど筑慈苑から、さくら墓苑の付近からもですね、すぐ下になりますしですね、昨日は写真を撮らせていただきまして、現在の進捗状況等を課長のほうにお尋ねさせていただきました。</p> <p>私もこれまでですね、この工事につきまして、特に筑前町の工区につきましては、地元業者の方たちにですね、優先的に工事のほうにかかわりをということでお願いをさせていただきましたし、今、課長の説明のとおりですね、地元の業者の方で工事を推進していただいているところでございます。</p> <p>なかなかやはり山があるしですね、非常に工事はたいへんかというふうに感じたところでございますけれども、今、着々と工事は進んでいるということでございます。</p> <p>安全に気をつけていただきながらですね、工事が計画どおり進みますように願うものでございます。</p> <p>前回、24年の12月13日に、この件につきましての一般質問をということで、先ほど課長からお話がございました。</p> <p>今、1名の方との用地取得に向けた任意交渉は、そのときはまだということで、合意してないということでございました。</p> <p>引き続き用地交渉に努力をしていくと説明なされましたけれども、私は、昨年6月に県、那珂県土整備事務所が用地取得の交渉、金額の提示をなされたわけでございます。その後、半年間先の12月末があと数日であると、12月の議会の一般質問のときにですね、だから、最大の努力をお願いいたしますようにということで、伝えていただくようお願い申し上げました。</p> <p>その日から約3カ月がもう経過いたしましたわけでございます。今現在ですね、この話し合いが、合意となることを願っているわけでございますけれども、今現在、状況はどのようにあるものかということで、お尋ねを申し上げたいと思います。</p> |

| | |
|------|---|
| 議 長 | 建設課長 |
| 建設課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>那珂県土整備事務所に確認しましたところ、用地交渉の未買収地については、関係地権者と協議が重ねられており、大筋でですね、合意までに至っているという状況であります。ただ、地権者との諸問題があるようでございます。</p> <p>そして、現在は合意できておりますので、内容をどうまとめるかについて、県としては任意個別交渉の中で、契約できるよう最大限の努力をするということではございました。</p> <p>プライバシーの問題もありまして、詳細については省かせていただきます。県として引き続き任意交渉を進め、契約締結に向けてさらに努力をされるということですので、以上でございます。</p> |
| 議 長 | 一木議員 |
| 一木議員 | <p>今、課長のご説明でございますね、大筋だがということでございますけれども、合意まで、今何とかたどり着けたというふうなお言葉であったかと思われまして。</p> <p>町長が期成会の会長を務めてございますので、町長のほうからも一言お聞きをできればと思っておりますけれども。</p> <p>本当にですね、この合意までということはですね、長年の、この筑前町の住民の方も挙げてですね、願いでございますけれども。</p> <p>これからも、この写真でもですね、筑紫野工区側、ちょうど冷水の有料道路の料金所の下がですね、開通するときから、下の方を通るという計画だったと思っておりますけれども、ここが80mですか。</p> <p>ここは元々舗装もされてあったところにですね、年月が経って土石とか草木とか生えたりしているのを、今回整地をされたようでございます。</p> <p>それで、この筑前工区のほうの、一番山を登ったところから先がですね、下の段の右から2段目でございます。こちらのほうが筑紫野工区との境界というふうに見受けております。</p> <p>かなりですね、こちらのほうも山、木の伐採とかですね、筑前工区もそうでございますけれども、かなり道路によってはですね、かなりやっぱり手間暇かかるんじゃないかなと思っております。</p> <p>今から27年の春までは、残すところがもう2年間ですね、非常に工事も厳しくなってくるということで、私は、昨年の期成会の総会のときでも申し上げました。那珂県土整備事務所の担当の課長さんにもですね。</p> <p>去年の12月末をひとつの期限としてですね、話し合い、合意ができなかった場合は、法的措置も一応考えていく必要があるんじゃないですかということで、そのことに対しては、そのことも視野に入れて取り組みますということではございました。</p> <p>ようやく今、課長のご答弁でございますね、何とか先が見えてくるのかなということではですね、やれやれというところでございますけれども。</p> <p>しかしながら、まだもう少しはですね、私どもも注視を行わせていただきながらですね、ぜひとも27年の春に、何とか全線開通を目指していただきたいなというふうに願うわけでございます。</p> <p>7月には期成会の総会もございますしですね、このときにはですね、やはりいろんな、「なんしよるか」というふうな意見が出ないようにということを願っているわけではございますけれども、今の課長のご答弁でございますね、どうにか期成会もみんな喜んでのかなというふうに思うわけでございます。</p> <p>町長に最後の締めくくり、そこのところも含めてご答弁ができれば、範囲で構いませんけれども、無理でございましたら求めませんけれども、できればということで。</p> |

| | |
|------|---|
| 議 長 | 田頭町長 |
| 町 長 | <p>お答えいたします。</p> <p>内容につきましては、今、建設課長が申し上げたとおりでございます。</p> <p>まず、基本として、県営事業でございます。責任ある方から、責任ある場所で、やはり発言されるのが一番適当だろうと思っているところでございます。</p> <p>プライバシーの問題もでございます。ぜひ今度の期成会でですね、責任ある立場の方から説明をしていただくと。そのことを我々も受け止めて、しっかり進めていきたいと、応援していきたいと、そのように考えているところでございます。</p> <p>それ以上の発言につきましては、ここでは差し控えさせていただきます。以上でございます。</p> |
| 議 長 | 一木議員 |
| 一木議員 | <p>田頭町長におかれましては、期成会の会長さんということで、また、次の2期目を目指していただく中で、これは、町、特にこの山麓線通称、この筑紫野・三輪線の沿線の自治体の中では、筑前町の経済波及効果も含めてですね、一番私どもが恩恵をいただけるんじゃないかなというふうに考えるわけでございます。</p> <p>期成会の総会が7月にございますけれども、そのときにまた、県の、そしてまた那珂県土整備事務所の担当の職員の方からですね、今、先ほど課長からご答弁をいただきましたような内容のことを含めて説明がありましようから、そのよきですね、お話をお聞きした上でですね、一緒に喜びながら、27年の春、ぜひともですね、全線開通を目指していくことを心から願いながら、私の一般質問を終わりたいと思います。以上です。</p> |
| 議 長 | これにて、9番 一木哲美議員の一般質問を終了します。 |
| 散 会 | |
| 議 長 | <p>これにて、一般質問を終結します。</p> <p>本日の日程は、全部終了いたしました。</p> <p>本日は、これにて散会します。お疲れ様でございました。</p> |

(14:56)